

ぐんま快疎化リーディングプラン

～過疎地域における持続的発展を目指して～

(群馬県過疎地域持続的発展方針)

令和3年9月

群 馬 県

目 次

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 1 ぐんま快疎化リーディングプランの策定にあたって | 2 |
| (1) 策定の趣旨 | 2 |
| (2) 対象地域 | 2 |
| (3) 対象期間 | 3 |
| 2 基本的な事項 | 4 |
| (1) 群馬県の過疎地域の現状と課題 | 4 |
| (2) 群馬県の過疎地域の価値と役割 | 9 |
| (3) 群馬県の過疎地域が目指す将来像 | 11 |
| (4) 本プランの目標 | 12 |
| (5) 過疎地域の持続的発展に向けた基本的な視点 | 12 |
| (6) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連 | 13 |
| 3 分野別施策の方向性 | 14 |
| 1. 移住・定住促進、地域間交流の促進、人材育成 | 14 |
| (1) 移住・定住促進、地域間交流の促進、人材育成の方針 | 14 |
| (2) 移住・定住の促進 | 14 |
| (3) ワーケーションや転職なき移住の促進 | 15 |
| (4) 地域おこし協力隊の活動支援と定住支援 | 15 |
| (5) 関係人口の創出 | 15 |
| (6) 地域間交流の促進 | 16 |
| (7) 始動人教育・人材の育成 | 16 |
| 2. 産業の振興 | 17 |
| (1) 産業の振興の方針 | 17 |
| (2) 農林水産業の振興 | 18 |
| (3) 地場産業の振興 | 21 |
| (4) 企業の誘致対策 | 21 |
| (5) サテライトオフィスの開設・誘致 | 21 |
| (6) 起業の促進 | 22 |
| (7) 繙業の促進 | 22 |
| (8) 地域経済の活性化 | 22 |
| (9) 観光・レクリエーション | 23 |
| (10) 特定地域づくり事業協同組合の設立促進 | 23 |
| (11) 労働力の確保 | 23 |
| 3. 情報化の促進 | 24 |
| (1) 情報化の促進の方針 | 24 |
| (2) DXの推進・I C Tの利活用 | 24 |
| (3) 普遍的な情報通信基盤の整備 | 24 |

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| (4) デジタル人材の育成 | 24 |
| (5) 民間・専門人材の活用促進 | 25 |
| 4. 交通施設の整備、移動手段の確保 | 26 |
| (1) 交通施設の整備、移動手段の確保の方針 | 26 |
| (2) 国道、県道及び市町村道の整備 | 26 |
| (3) 農道、林道の整備 | 27 |
| (4) 移動手段の確保 | 27 |
| 5. 生活環境の整備 | 28 |
| (1) 生活環境の整備の方針 | 28 |
| (2) 水道、汚水処理施設等の整備 | 28 |
| (3) ハード・ソフト一体となった防災・減災対策 | 29 |
| (4) 消防防災体制の整備 | 30 |
| (5) 買い物弱者対策 | 30 |
| 6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進 | 31 |
| (1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進の方針 | 31 |
| (2) 子育て環境の確保 | 31 |
| (3) 高齢者等の保健福祉の向上及び増進等 | 31 |
| (4) 障害のある人のための対策 | 32 |
| (5) 包括的な支援体制の整備 | 32 |
| 7. 医療の確保 | 33 |
| (1) 医療の確保の方針 | 33 |
| (2) 医師の確保対策 | 33 |
| (3) 医療提供の支援 | 33 |
| (4) 保健指導の支援 | 33 |
| (5) 特定診療科に係る医療確保対策 | 33 |
| 8. 教育の振興 | 34 |
| (1) 教育の振興の方針 | 34 |
| (2) 公立小・中学校及び県立高校の整備等教育施設の整備 | 34 |
| (3) 社会教育施設等の整備 | 34 |
| (4) 地域の特色や魅力を活かした教育 | 35 |
| 9. 集落の整備 | 36 |
| (1) 集落の整備の方針 | 36 |
| (2) 集落の維持・活性化 | 36 |
| (3) 地域運営組織 | 37 |
| (4) 集落対策人材の活用 | 37 |
| (5) 中間支援機能の強化 | 37 |
| 10. 地域文化の振興・活用等 | 38 |

| | |
|---|-----------|
| (1) 地域文化の振興・活用等の方針 | 38 |
| (2) 地域文化の振興・活用等に係る施設の整備 | 38 |
| (3) アートによる地域活性化 | 38 |
| (4) 伝統芸能や地域文化の担い手確保 | 38 |
| (5) スポーツによる地域活性化 | 39 |
| (6) 農村風景や町並み等の地域資源の提供 | 39 |
| (7) 自然や文化を源流としたシビックプライドの醸成 | 39 |
| 11. 再生可能エネルギーの利用推進 | 40 |
| (1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針 | 40 |
| (2) 再生可能エネルギーの地産地消・自立分散化 | 40 |
| (3) 温室効果ガス削減の推進 | 40 |
| 12. 多様な主体と行政の連携及び広域連携の強化 | 42 |
| (1) 多様な主体と行政の連携 | 42 |
| (2) 官民共創コミュニティによる地域課題の解決 | 42 |
| (3) 広域連携の強化 | 42 |
| (4) デジタル化の促進に向けた連携 | 43 |
| (5) 県からの補完的な支援 | 43 |
| (6) その他 | 43 |
| 4 地域別持続的発展の方向性 | 44 |
| (1) 県中部地域（渋川市のうち旧赤城村、旧小野上村、旧伊香保町の区域） | 44 |
| (2) 県西部地域（高崎市のうち旧倉渕村の区域） | 45 |
| (3) 県南西部地域（藤岡市のうち旧鬼石町の区域、上野村、神流町、下仁田町、南牧村） | 45 |
| (4) 県北西部地域（中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町） | 48 |
| (5) 県北東部地域（沼田市のうち旧利根村の区域、片品村、みなかみ町） | 49 |
| (6) 県東部地域（桐生市のうち旧桐生市、旧黒保根村の区域、みどり市のうち旧（勢）東村の区域） | 50 |
| (資料編) | 52 |

1 ぐんま快疎化リーディングプランの策定にあたって

(1) 策定の趣旨

ぐんま快疎化リーディングプラン（以下、「本プラン」という。）は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下、「法」という。）第7条の規定に基づき策定する過疎地域持続的発展方針であり、群馬県が群馬県過疎地域持続的発展計画を、県内の過疎地城市町村が市町村過疎地域持続的発展計画をそれぞれ策定する際の指針となるものです。

「快疎」とは、開放的で人口が密でない疎である空間「開疎」に、他にはない価値が加わり、空間的にも精神的にもより安定した快適な状況のことで、新・群馬県総合計画「ビジョン」でも、県全体でその実現を目指すこととしています。

群馬県内の過疎地域は、特に「疎」な空間や再生可能エネルギーを含む豊かな資源の自立分散が可能な土壤、個性的で圧倒的な魅力のある自然・歴史・文化などが備わっており、県内の他の地域と比べても「快疎」との親和性が高く、群馬県の快疎化のフロントランナーになり得る地域です。

条件不利性の着実な克服を図りつつ、こうした群馬県内の過疎地域の特性を活かし、群馬県の快疎化をリードし、地域の持続的発展を図るため、ここに本プランを策定するものです。

(2) 対象地域

本プランは、過疎地域及び特定市町村を対象地域とします。

過疎地域とは、法第2条第1項又は第3条第1項若しくは第2項の規定による要件を満たし、第2条第2項の規定により公示された団体です。本県では、令和3年4月1日現在、次の12市町村（4市6町2村）が公示されています。（図－1）

- ①桐生市（旧桐生市、旧黒保根村の区域）
- ②沼田市（旧利根村の区域）
- ③渋川市（旧赤城村、旧小野上村、旧伊香保町の区域）
- ④みどり市（旧（勢）東村の区域）
- ⑤神流町
- ⑥下仁田町
- ⑦南牧村
- ⑧中之条町

- ⑨長野原町
- ⑩東吾妻町
- ⑪片品村
- ⑫みなかみ町

特定市町村とは、法附則第5条又は附則第7条に規定する特定市町村として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第3条第1項の規定により公示された団体です。本県では、令和3年4月1日現在、次の4市村（2市2村）が公示されています。（図－1）

- ①高崎市（旧倉渕村の区域）
- ②藤岡市（旧鬼石町の区域）
- ③上野村
- ④嬬恋村

なお、本プランにおいては、特別な記載が無い限り、「過疎地域」という文言には特定市町村も含めるものとします。

（3）対象期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

2 基本的な事項

(1) 群馬県の過疎地域の現状と課題

① 過疎地域の状況

本県の過疎地域は、主として北部、南西部及び東部の山間地域に位置する農山村で、豊かな自然環境と地域資源に恵まれています。

また、多彩な農産物をはじめとする食料や首都圏の水瓶と称される豊富な水資源を都市部へ供給する重要な役割を果たしています。さらに首都圏からの好アクセスや快適な空間などの可能性にあふれた地域もあります。

一方で、現状は、進行する少子高齢化や人口減少の影響で、様々な地域課題が深刻化・複雑化しています。住民生活や地域を守っていくためにも、持続可能な地域づくりが必要です。

本県の過疎地域に指定されている市町村の面積は3,909.24km²で、県の総面積(6,362.28km²:令和2年全国都道府県市区町村別面積調)に占める割合は61.4%であり、人口は210,739人で、県の総人口(1,973,115人:平成27年国勢調査)に占める割合は10.7%です。人口密度は54人/km²と県平均(310人/km²)と比較して著しく低く、開放的な疎開空間を有しています。また、林野率は86%となっており、豊かな自然環境に恵まれた地域です。(表-1、2)

また、本県の過疎地域に指定されている市町村の多くは山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(以下「特定農山村法」といいます。)に基づく地域指定を受けています。

② 人口動向

昭和30年代以降の日本経済の高度成長は、農山村を中心とする地方の人口を急激に大都市圏へ吸引する結果をもたらし、農山漁村の「過疎問題」と都市部の「過密問題」の要因となりました。

本県全体では、工業の集積により就業の場の拡大が進んだため、昭和35年から平成16年まで人口増加の状況が続いていました。

過疎地域においては雇用の機会を求める若年層を中心に、県内都市部あるいは県外への人口流出が続けています。(表-3、4)

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、今後は、日本全体で人口が減少していく中で、高齢者人口も含めて更に過疎地域の人口減少が進行すると予測されています。(表-5)

1) 人口の推移

国勢調査によると、本県の人口動向は昭和50年の1,756,480人から平成27年には、1,973,115人と40年間で12.3%増加しましたが、平成16年7月の2,035,477人（平成16年群馬県移動人口調査）をピークに、その後は減少に転じています。

一方、過疎地域の人口は、昭和50年には314,377人、平成2年には288,711人でしたが、平成27年では210,739人と、昭和50年から平成27年の40年間で33.0%、平成2年から平成27年の25年間で27.0%減少しました。（表－3）

2) 過疎市町村別人口の推移

過疎市町村別の人口動向をみると、昭和50年から平成27年までの40年間での減少率が40%以上の市町村が10市町村あり、そのうち5市町村では50%を超えてます。平成17年から平成27年までの10年間の傾向では、依然として20%以上の減少を続けている市町村が8市町村、減少率が15%以上20%未満の市町村が7市町村あります。

特に、県南西部の町村や平成の大合併で市部と合併した旧町村部において、依然として強い人口減少傾向を示しています。（表－3）

3) 年齢階層別人口の推移

過疎地域の若年者人口（15歳～29歳）は、平成2年には52,297人でしたが、平成27年には25,060人となり52.1%減少しました。若年者比率は、若年層の流出や少子化により、5市町村で10%を下回っており、特に県南西部の過疎地域で顕著に低い状況となっています。

過疎地域の高齢者人口（65歳以上）は、平成2年には48,011人でしたが、平成27年には76,094人と1.5倍以上に増加しました。高齢者比率は、過疎地域全体で36.1%（県平均27.4%）と、概ね3人に1人が高齢者という状況になっており、7町村で40%を超えています。（表－1、表－4）

③ 財政力の状況

全部過疎市町村及び特定市町村のうち市町村の全域が指定されている10団体の財政力指数（平成29・30・令和元年度の平均値）の平均値は、県全体の0.61に対して、0.39と低くなっています。財政力指数が0.2未満は2町村、0.2以上0.3未満は2町村、0.3以上0.4未満は1町、0.4以上0.5未満は4町村です。（表－1）

④ 市町村合併の進展

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号、平成16年法律第59号）に基

づき、平成15年以降、いわゆる平成の合併が推進されてきました。本県では、法に基づき過疎地域及び特定市町村に該当する区域がある16市町村のうち、10市町村が周辺市町村との合併を行っています。市町村合併は、市町村の行財政基盤を強化する有効な手段の一つですが、合併後において周辺部となった各地域が衰退しないようきめ細かな行政サービスの提供が求められています。

⑤ 新しい人の流れと地域とのつながり

近年では、人々の価値観の変化やライフスタイルの多様化に伴い、都市とは別の豊かさを求めて、U・J・Iターンにより農山村に移住・定住する例が全国的に増えてきています。特に県内の過疎地域は、首都圏からの好アクセスや移住コンシェルジュ等のサポート体制を背景に、移住者や地域おこし協力隊員が増加しています。また、移住者以外でも、様々な形で継続的に地域に関わる「関係人口」と呼ばれる人達が増えており、過疎地域における地域づくりの新たな担い手として期待されています。

こうした流れは、新型コロナウイルス感染症の影響により更に加速しており、転職なき移住や二拠点居住、テレワーク、ワーケーションなど新しいライフスタイルや働き方も広がっています。

また、NPOや地域住民をはじめ、大学や高校などとの連携による地域課題の解決に向けた動きや、地域文化の継承活動を通じた地域活性化、デジタル技術を活用した都市住民との新しい形での交流といった明るい兆しも見受けられるようになっています。

一方、移住者や地域おこし協力隊員の住居や働く場所の確保などは、依然課題として残っています。

⑥ 産業

過疎地域では、基幹産業である農林業の衰退により、労働力の他地域、他産業への流出、農林業の担い手の不足による森林・農地の荒廃が顕在化しています。人口減少や不利な立地条件から雇用の場が限られ、収入を得る手段が限られている現状があります。

農業は、地形的制約から零細経営が多く、農家戸数は年々減少し続け、経営面積や農業粗生産額も低水準に留まっています。農業従事者の高齢化や後継者不足による荒廃農地の増加も懸念されています。さらに近年は、野生鳥獣による農作物への被害が大きな課題となっています。一方、地域特性を活かして創意工夫を凝らした地場産品も開発されてきています。今後は、新規就農者の受け入れ等を進めて担い手を確保すると共に、農作物の高付加価値化を進めていく必要があります。

林業は、長引く木材価格の低迷や林業生産活動の停滞により、依然として厳しい状況にあります。林業の担い手不足により、森林の適正な管理が行われず、荒廃した森林も

増加しています。今後は、林業の競争力を強化していくとともに、森林の新たな価値の創出を図っていく必要があります。

商業は、人口の流出に伴う購買力の低下や後継者難による商店数の減少により、地域内商店の経営は厳しい状況にあります。また、工業は小規模事業所が多く、十分な雇用の確保が難しくなっています。一方で、移住者や若者を中心に新しいビジネスや飲食店等を始める事例も増えてきています。また、過疎市町村がデジタル地域通貨を導入し、地域経済循環やEC（エレクトロコマース：電子商取引）の普及に取り組む事例も見られます。

観光・レクリエーションは、過疎地域の基幹産業の一つですが、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けています。今後は、ニューノーマルに対応した新たな観光スタイルを創出し、普及させていく必要があります。

⑦ 生活基盤及び生活環境等

過疎地域における公共施設の整備は、国や県の様々な財政支援のもとに、過疎対策事業が積極的かつ効果的に実施された結果として、非過疎地域との格差は改善されつつありますが、その整備水準は総じて低い状況にあります。

市町村道は、令和2年度における全部過疎地域の整備状況が改良率44.4%（県平均49.5%）、舗装率59.1%（県平均70.7%）と、県全体に比べると依然としてその水準は低くなっています。（市町村の管理道路の現況：道路管理課）

病院や診療所の整備水準も低い状況です。平成30年の全部過疎地域の医療施設従事医師数は91人となっており、人口10万人当たりでは43.2人（県平均228.3人）と、県平均を大幅に下回っています。（平成30年 医師・歯科医師・薬剤師統計）

公共交通では、路線バスの不採算路線からの撤退が続き、自動車を利用できる人と利用できない人でモビリティ（人々の移動の容易性・移動し易さ）の格差が生じており、買物や通院といった日常生活において大きな問題となっています。

教育では、児童・生徒数の減少により小中学校の統廃合が進み、遠距離通学となる地域も増えてきています。また、地域に誇りを持つ子ども達を育てるため、地域の良さや魅力を体感できる教育の必要性が高まっています。

子育てでは、地域の実情に応じた子育て支援施策の推進や医療費の無償化等に取り組んでいますが、今後も安心して出産・育児ができる環境の整備や全ての子どもが健やかに成長することができる地域づくりの推進等のきめ細やかな対策が必要です。

⑧ 集落

過疎地域では、地形的な制約の中、長い年月を経て今日の基礎的な生活単位である集

落を形成してきました。これら集落の多くは小規模で山間地に位置しており、中心集落を核とした日常生活圏を作り上げていましたが、近年は自動車の普及により日常生活圏が拡大しています。

また、過疎地域における集落は、単なる住民生活の基本的な単位であるばかりではなく、農林産業をはじめ生産を補完する生産補完機能、日常生活を相互扶助する生活扶助機能、農地や山林をはじめ地域資源を維持保全する資源管理機能、伝統芸能や文化を継承する文化継承機能を担ってきました。

しかし、過疎地域の多くの集落では、今後、更なる人口減少と高齢化の進行によって、集落が担ってきた生産補完機能、生活扶助機能、資源管理機能、文化継承機能といった集落機能の維持が困難となる状況が予想されます。また、空き家の増加や地区役員のなり手不足等の地域課題も深刻化してきています。

今後は、人口減少による行政サービスの低下も予想されることから、官民共創により持続的に地域課題を解決していくことが必要です。

⑨ 過疎対策の成果

過疎地域対策緊急措置法(S45)、過疎地域振興特別措置法(S55)、過疎地域活性化特別措置法(H2)、過疎地域自立促進特別措置法(H12)と続いたこれまでの過疎対策では、道路交通網、上下水道の整備や公営住宅の建設をはじめ、医療、福祉、教育施設の充実といった施策が総合的、計画的に講じられてきました。このことにより過疎地域と都市部との生活条件の格差是正に努め、この間の対策によって過疎地域と都市部との地域間格差は縮小しました。こうして、過疎地域住民の生活基盤を中心にハード整備が進められた結果、過疎地域の生活環境は一定の改善がみられています。

旧過疎対策三法及び過疎地域自立促進特別措置法(H12)の40年間において、本県の過疎市町村では、道路・下水処理施設の整備や公営住宅の建設といった若者の定住に向けた生活環境の整備や、高齢化の進行に伴う高齢者福祉施設の整備に重点が置かれてきました。一方で、個性ある魅力的な地域づくりを目指して、都市との交流事業や地域のイメージアップのためのイベントの開催といったソフト事業への積極的な取組が行われてきました。とりわけ地域間交流は、過疎地域の活力を取り戻すきっかけとなり、現に山村都市交流が積極的に行われた地域では、観光を主体とした新たな地域産業を創設する施策が行われ、過疎から脱却した自治体もあります。

また県では、農業の振興を図るための基盤整備、県道の整備や市町村道及び農林道の代行事業、河川改修事業や県代行による公共下水道整備事業といった生活環境の整備、医科・歯科医師の巡回診療を実施してきました。さらに、ぐんま暮らしの推進や地域おこし協力隊の活用促進など、過疎地域の担い手の確保にも積極的に取り組んでいます。

(2) 群馬県の過疎地域の価値と役割

本県の過疎地域は、膨大な需要のある首都圏へ、水資源や農畜産物をはじめとする食料、木質バイオマスや水力といった自然エネルギー、薪炭、木材などを供給する役割を果たしてきました。特に群馬の水資源については、「首都圏の水がめ」と称されるとおり、首都圏の人々の安定的な暮らしに大きく貢献してきたところです。また、電力、木材などの資源を都市部に供給することにより、都市部の発展にも寄与しています。

これらの資源の源となる農地や森林といった自然環境は、先人達の多大な努力に加え、過疎地域の人々が生活や事業を営むことによって、適切に維持・管理されてきました。

過疎地域が有する多くの山林は、「緑のダム」として水源かん養機能を有しており、特に近年、激甚化が指摘されている水害や土砂災害等の防災・減災を図る上で大きな役割を担っています。さらに、山林は温室効果ガス削減につながっており、カーボン・ニュートラルを目指していく上でも非常に重要な存在です。

このように、群馬県の過疎地域は、多様な資源の供給や自然環境の保全、災害防止等の多面的な役割を担っており、国土の安定的な保全や社会の発展に寄与してきました。

また、近年の情報通信技術の進歩や新型コロナウィルス感染症は、社会のあり方を急速に変化させており、これまでの東京一極集中型の社会から、自立分散型の社会への転換が進んでいくことが想定されます。こうしたトレンドの中、過疎地域の開疎な空間の価値が高まっています。特に本県の過疎地域には、首都圏からの好アクセスに加え、開放的でゆとりある快適な生活空間があります。こうした「開疎」で、身体的にも精神的にもちょうどよい距離感が保たれている「ソーシャル・グッド・ディスタンス」がある空間は、W I T Hコロナ社会において大きな価値となります。さらに、適度な疎開空間は言い換えれば、「余白・関わりしろ」に満ちている空間でもあり、密集・集積・飽和状態の都市部には見いだせない可能性を実現できる場になり得ます。

過疎地域は、先人達が厳しい自然環境の中で生きていくための知恵と工夫を重ねて生活を営んできた場所であるとともに、長い歴史の中で育まれてきた生活様式・伝統芸能、食文化、風土・景観等が息づいている場所です。

これら豊かな多様性は、過疎地域で生活する人々にとってのアイデンティティーや幸福な暮らしにつながっているとともに、都市部の人々にとっては豊かな学びの場や人間らしさを実感できる場もあります。

現代社会で失われつつある「人と人のつながり」や「生きる喜び」、「歴史や文化を感じながら送る生活」、「自然とともに快適に暮らす」といった人間にとって極めて素朴な「しあわせ」を実感できることは過疎地域の大きな価値であると言えます。

日本の国土に占める森林の割合は約7割となっていますが、群馬県の県土に占める森林の割合も約7割となっています。いわば、日本列島の縮図とも言える本県から過疎地域の持続可能性と幸福度の向上を目指して、過疎地域の果たすべき役割を再評価し、持てる地域の特性や価値を最大限に發揮できる地域づくりを進めていきます。

(3) 群馬県の過疎地域が目指す将来像

本プランでは、次のとおり過疎地域が目指す将来像を設定し、そこからバックキャスティングで取り組むことで、プランの実効性を高めていきます。

◎自然とともに快適に暮らし、都市にはない価値を生み出す「先進的な快疎社会」の実現

過疎地域には、豊かな自然に起因する食料、水資源、景観、再生可能エネルギー等があります。これらの自然の恩恵を受けつつ、快疎な空間の中で、伝統や文化、歴史、人とのつながりを感じながら「快適」で「人間らしく」、「よく生きる」社会を、群馬県の過疎地域が目指す将来像とします。

過疎地域は、都市部にはない自給自足の基盤や開疎な空間などを有しているほか、SDGsが掲げる持続可能性、多様性に対する高い親和性があります。そこにデジタル技術を組み込み、デジタルトランスフォーメーションを推進することで、都市の利便性や娛樂性に対抗し得る先進的で魅力的な社会を目指し、群馬県の快疎化をリードしていきます。

さらに、具体的な将来像として、次の3つの将来像を掲げます。

一つ目は、「**持続可能な自立分散型の地域社会の構築**」です。

新型コロナウイルス感染症や災害等の社会的リスクが増しているなか、地域の持続可能性を高めることが必要です。過疎地域が持つ資源の自給自足の基盤という強みを活かしつつ、一方で外部の力も上手く活かし、互いに共生しながら持続可能な過疎地域を目指していきます。

二つ目は、「**過疎地域の有する可能性や価値を活かした内発的な発展**」です。

過疎地域には首都圏からの好アクセスや多様な地域資源、豊かな自然、美しい景観、伝統芸能、歴史・文化等の価値に加え、昔ながらの田園風景や古民家、人と人とのつながり等、都市部にはない価値があります。こうした過疎地域の可能性や価値を活かし、産業の振興や移住・交流・関係人口の増加等の内発的な発展に取り組んでいきます。

三つ目は、「**誰一人取り残さない住民の快適で幸福な暮らし**」です。

幸福度の向上は、群馬県全体としても非常に重要なテーマです。国籍・性別・出自・年齢・障がいの有無等に関わらず、誰一人取り残さずに、住民一人一人が「この地域に住んで良かった」と幸福を実感できる居心地の良い地域を目指していきます。

(4) 本プランの目標

県内過疎市町村それぞれが、過疎地域の指定を外れることを目指し、計画的で実効性ある対策に取り組みます。

この目標達成に向けて、県と市町村が連携して条件不利性を克服し、人口減少の緩和、及び財政力の向上を図ります。

さらに、一人当たり市町村民所得額の向上など経済的観点も踏まえ、対策に取り組みます。

(5) 過疎地域の持続的発展に向けた基本的な視点

本県の過疎地域の将来像や目標を実現するため、県総合計画、山村振興基本方針、その他地域振興立法に基づく諸計画との整合性を保ちながら、

- I　ＳＤＧｓへの取組とＤＸ推進
- II　経済的基盤の確立と集落機能の自立
- III　官民共創コミュニティの立ち上げ

という3つの基本的な視点から積極的かつ実効性ある施策を推進します。

I　ＳＤＧｓへの取組とＤＸ推進

本県の過疎地域には、多様性豊かな食、生活、芸能、文化、風土等があり、かつ、自然環境や再生可能エネルギーに恵まれており、ＳＤＧｓが掲げる「持続可能性」や「多様性」といった理念と高い親和性があります。ＳＤＧｓの17の目標と169のターゲットをそれぞれの地域に落とし込み、目標達成に向けて取り組むことで、地域の豊かさや持続可能性の向上が図られ、目指すべき将来像に近づくことが出来ます。

また、過疎地域では多くの地域課題を抱える一方で、「疎な空間」に起因するスマートメリットといったDXに適した土壤が整っていることから、DXを積極的に推進していきます。

II　経済的基盤の確立と集落機能の自立

経済的基盤とは、過疎地域で生活していく上で必要不可欠な雇用・収入・住まいであり、これを確立するためには、地産地消や地域の価値を活かした産業振興により地域の

稼ぐ力を高めることが重要となります。また、集落機能とは、農地・山林の管理や、芸能・文化の継承、清掃活動や収穫などの共同作業、更には移住者のケアといった受入体制やモノ・コトの自給・生産など、それぞれの地域に応じて幅広く様々な機能があります。

この集落機能を確保するためには、必要最低限のマンパワーが必要であり、これは経済的な基盤を背景に移住者や関係人口、地元定住者などで確保していく必要があります。その上で、地域の組織化や集落のネットワーク化、地域ビジネスの活性化を図り、集落機能を強化します。そして、これらの取組を通じて、共助の持続化や地域内でのモノ・コトの自給を図ります。地域内でモノ・コトが手に入る環境が整うことで、地産地消や地域の自立につながっていきます。

この地域の循環を生みだしていくためには、地域住民の参画が欠かせません。シビックプライドを育み、一人一人が地域に愛着を持ち、自分ゴトとして、地域の循環に寄与したり、地域貢献を行うマインドを醸成していきます。

III 官民共創コミュニティの立ち上げ

複雑化・深刻化する地域課題を持続的に解決し、かつ、地域の価値を活かした内発的な発展を図るためにには、民間企業やN P O、大学、関係人口等の多様な主体との共創が不可欠です。過疎地域の資源や土壤に、様々な主体が持つ技術や知見を融合し、さらにデジタル技術も活用しながら地域課題を解決する施策に取り組んでいきます。

官民共創を実効性ある取組として進めていくためには、地域の将来像を明確にし、それに沿う人材やパートナーを招き入れていくことが重要です。過疎地域には地域課題が多くありますが、それをむしろ官民共創で取り組む領域が大きく、様々な可能性を含んでいる強みとして生かすことにより、多様な主体を惹きつける地域を目指していきます。

(6) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

日常の生活圏が広域化する中で、様々な面で市町村の区域を超えた広域連携の取組が行われており、過疎対策を効率的かつ円滑に実施する上でも、近隣都市を含む周辺市町村や広域連合との連携といった広域的な視点が求められます。

過疎地域の持続的発展にあたっては、県総合計画をはじめ広域的な調整の上で策定した計画における過疎地域の位置づけ及び機能分担を踏まえ、これら計画に基づく事業と過疎地域持続的発展計画に基づく事業との整合性に配慮しつつ、推進していくものとします。

3 分野別施策の方向性

1. 移住・定住促進、地域間交流の促進、人材育成



(1) 移住・定住促進、地域間交流の促進、人材育成の方針

少子高齢化や人口減少が進行する過疎地域においては、学校教育と地域活動の両方から地域社会の維持のため地域の担い手確保や地域人材の育成が必要です。近年は、ライフスタイルや価値観の多様化、更には新型コロナウイルス感染症の影響により、地方に対する関心や注目が集まっています。移住・定住の促進は地域の担い手の確保に向けた有効な施策となっています。地域における経済的基盤や移住者の受入れ体制を整え、「ぐんま暮らし」の情報発信を積極的に行うことで、移住・定住を促進していきます。さらに、情報通信技術の進歩や新型コロナウイルス感染症の影響により、転職なき移住や二拠点居住、テレワーク、ワーケーションといった新しい働き方・ライフスタイルが広まっています。こうした社会の変化を捉え、積極的に過疎地域に人の流れを呼び込み、併せて農泊やグリーン・ツーリズム等の地域間交流を促進することで、地域の活性化につなげていきます。

また、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、縁のある地域に持続的に関わる「関係人口」が、新しい地域の担い手として期待されています。

その良い例として、地域おこし協力隊は、平成21年の制度創設以来、本県の過疎地域においても活用が広がり、今では地域活性化や農林業・伝統工芸等の担い手として、隊員が各地で活躍しています。今後も、地域における受入れ体制の整備や隊員同士の横のつながりの強化を通じて、地域おこし協力隊の活用を促進していきます。

こうした施策により、外部からの多様な担い手の確保を図りつつ、一方で地域における人材育成も図っていきます。住民主体の話し合いやワークショップ、研修などの機会を積み重ね、住民一人一人が活躍できる地域づくりを目指します。

(2) 移住・定住の促進

ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、都市部では実現できない豊かな自然の中での生活を希望する地方への移住志向が高まりを見せています。こうした移住希望者のニーズを的確に捉え、過疎地域をはじめとする県内への移住・定住を促進するため、東京の「ぐんま暮らし支援センター」において本県専任の相談員が移住希望者からの相談に

ワンストップで対応します。ここではオンライン移住相談会の開催をはじめ、市町村と連携して「ぐんま暮らし」の情報発信を積極的に行うことで、UJITーンを促進し、地域の担い手の確保に努めます。

また、移住者にとって新たな生活や活動の拠点となる住まい確保のための空き家の情報提供などをはじめ、地域住民の移住者への理解促進といった移住者受入れの環境整備、市町村移住コーディネーター等の人材活用を市町村と連携して進めます。

さらに、豊かな自然や美しい景観、昔ながらの田園風景などの、都市部にない群馬の価値を活かし、移住希望者に対して本県の魅力を更に高めるため、心地よい快適な生活環境に関する情報発信に努めます。

(3) ワーケーションや転職なき移住の促進

コロナ禍でテレワークが一般化する中、個人や企業の意識にも変化が生じています。旅行や働き方の新しいスタイルであるワーケーションへの注目が集まるとともに、都市部の個人や企業が新たに地方へ拠点を設ける動きが加速しています。

こうした社会の変化は、都市部と地方の双方に拠点を持ち、どちらの拠点にも仕事・生活の拠点を置く新たなライフスタイル「二拠点居住」を可能とするものです。都心に比較的アクセスの良い、快適な本県の特徴を生かし、より多くの移住者を受け入れるため、市町村と連携して、ワーケーションや二拠点居住を促進します。

(4) 地域おこし協力隊の活動支援と定住支援

地域おこし協力隊は、地方自治体が都市部からの人材を募り、一定期間地域活動に従事する中でスキルを高めてもらい、地域への定着を図る制度です。地域の担い手として活躍するほか、農業・林業の担い手、地場産業や伝統文化の継承、外部目線を生かした斬新な地域振興の取組等、過疎地域における幅広い役割が期待されています。こうした地域おこし協力隊の活動を支援し、任期終了後も地域へ定着できるよう、隊員のスキルアップの機会の提供や隊員同士の横のつながりの強化等に取り組んでいきます。

(5) 関係人口の創出

「観光」や「ビジネス」で本県を訪れたことをきっかけとして、その地域を気に入り、何度も足を運んだり、様々な形で地域に関わる「関係人口」は、過疎地域の担い手の確保につながるとともに、関係人口と地域住民との交流によってイノベーションや新たな価値の創出、地域課題の解決にもつながることが期待されています。

また、地域との関わりを深めていく中で、移住相談会への参加をきっかけとして移住につながったという人も多数いることから、本県に興味を持ち、様々な形で本県と関わ

る人の支援を積極的に推進します。

関係人口の創出にあたっては、地域側の受入体制の構築や、関係人口が地域に参画できる「関わりしろ」の明確化を図り、多様な主体を惹きつける地域づくりを進めます。

(6) 地域間交流の促進

過疎地域において、都市との交流は、地域経済の活性化、過疎地域に対する理解の促進及び人材ネットワーク形成に資することから、積極的に促進します。

地域間交流の促進にあたっては、豊かな自然環境や地域固有の文化といった過疎地域の特色を生かした交流に資する施設整備や交流機会の提供を進めます。

また、本県の過疎地域は、利根川水系の上流部に位置することから、水源かん養や国土の保全といった過疎地域が有する公益的機能の重要性を踏まえ、上下流交流を推進します。

グリーン・ツーリズム、農泊についても、都市と農山村の共生を図る上で重要であることから、農家民宿の開業等に係る取組を支援します。

さらに、地域間交流を促進するため、インターネットを活用し、交流関連情報を提供します。

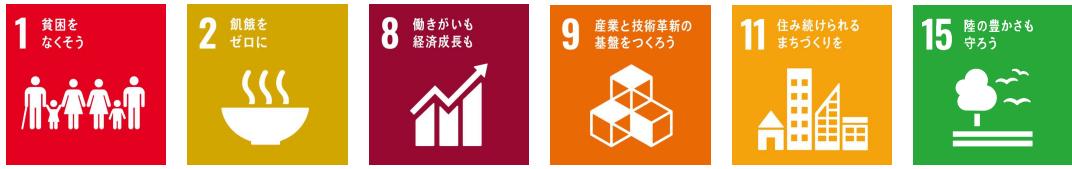
(7) 始動人教育、人材の育成

過疎地域を持続可能的に発展させていく上では、学校教育と地域活動の両面から地域における中核となる人材（始動人）の育成が不可欠です。新たな創造に向けて最初の一歩を踏み出すことのできる人材の育成に向けて、特色ある始動人教育を行うとともに、専門知識や優良事例などに触れる機会となる研修等を積極的に開催していきます。

また、地域住民等が当事者意識を持つためには、住民主体の話し合いやワークショップ、他地域・外部との交流等を通じて、地域課題に接する機会や地域の将来を考える機会を積み重ねることが重要であり、こうした機会の創出に取り組みます。

こうした人材育成・教育の仕組みは、新たな群馬県の魅力になる可能性を秘めており、更なる人材の移住・定住を促進することも期待されます。

2. 産業の振興



(1) 産業の振興の方針

本県の過疎地域は、首都圏からの好アクセスや多様な地域資源、豊かな自然、伝統文化・歴史など、多くの可能性や価値を有しております。これらを活かした内発的な経済発展を目指していきます。また、地産地消の促進による地域経済循環やデジタル技術の活用による産業の省力化・高付加価値化を図り、「地域の稼ぐ力」を高め、産業面で自立した地域を目指していきます。

産業の振興は、安定した雇用と所得を確保し、若年層の人口流出の抑制とUJターンを促進する上で重要な課題です。過疎地域の基幹産業である農林業においては、食料、木材の供給という生産面の振興とともに、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全をはじめとする多面的な機能を有する農山村社会を維持発展させていく視点からの振興も重要です。農林業を取り巻く複雑な国際情勢や産業構造の変化の中で、地域産業の活性化を促進するため、農商工連携や6次産業化等、新たな付加価値を創出する取組を推進します。

過疎地域は農林業や情報通信産業、福祉産業において様々なビジネスチャンスを得ることができる場でもあります。テレワーク・サテライトオフィスの導入や地域の主体性と創意工夫による起業の促進は、雇用機会の増大と地域経済の自立活性化を図る上で有効な手段となり得ます。従来からの企業立地の促進とともに、地域資源を生かした起業の支援を図ります。また、地域に根付き地域を支えてきた生業や事業を守り、古くから伝わる技術や知識を継承していくため、継業（事業継承）の促進を図ります。

さらに、近年の価値観の多様化や余暇時間の増加に伴い、観光・レクリエーションに対する需要が高まっています。優れた自然環境や文化財といった豊富な地域資源を有効活用します。広域的ネットワーク化により相乗効果を生み出すとともに、隠れた地域資源の掘り起こしやニューノーマルに対応する新たな地域資源の開発、整備を推進します。

また、過疎地域において年間を通じた雇用を確保する「特定地域づくり事業協同組合制度」が新たにスタートしています。今後、過疎地域において組合設立を積極的に促進し、地域の産業を振興するとともに、雇用の場を確保していきます。

なお、過疎地域の産業の振興にあたっては、産業振興のための諸計画との調和を図るとともに、ハード事業だけでなく、情報提供、人材確保、整備された観光拠点や遊休施設の有効活用や人材育成といったソフト事業を充実・強化しながら、地域の貴重な財産

である自然環境の保全に十分留意しつつ施策を講じていくものとします。

(2) 農林水産業の振興

① 農業の振興

1) 地域の特性やデジタル技術を生かした農業の推進

収益性の高い農業を展開するために、過疎地域の恵まれた自然条件や立地条件を生かした栽培品目やＩＣＴを活用した省力化技術等の導入を図り、付加価値の高い農産物を振興します。また、農畜産物のブランド化に向けた取組、他産業との連携による地元農産物を利用した加工品等の開発、国内外への販路拡大を支援します。

2) 生産基盤と生活環境の一体的整備

地域特性を生かした効率的・効果的な農業を展開するため、ほ場、かんがい排水や農道といった農業生産基盤を整備するとともに、農村の社会生活環境の改善を行い、防災重点ため池の整備や農業集落排水施設の保全整備を総合的、計画的に実施します。

3) 新たな農業関連産業の創出

豊かな自然環境や美しい農村景観、伝統文化をはじめとする地域資源には大きな可能性があります。農泊やグリーン・ツーリズムの推進、観光農園・市民農園の整備により、都市住民との交流を促進し、新たな農業関連産業を創出します。

農作物や農産加工品の直売といった販路拡充や農業従事者と商工業者との連携による商品開発、さらに、事業者による通信販売やインターネットを活用した情報発信の支援等により、新たな農業関連産業の起業を促進し、複合的に過疎地域における農業の活性化を図ります。

4) 多様な担い手の確保・育成

不利な営農条件下にある過疎地域などにおける農業生産活動の継続に向けて、地域農業・農村を支える多様な担い手の確保・育成を図ります。このため、地域農業者・生活者、市町村等と連携した受入れ体制整備や各種支援施策の活用を推進します。

また、事業化に必要な知識や技術の習得を支援することで、自ら地域の資源を活かし、農畜産物等に新たな付加価値を与えることができる担い手を育成します。

5) 農地の確保及び有効利用

地域の実情に応じた農地利用の最適化を推進するため、地域での話し合いや協働活動を促進します。農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積・集約化や、優良農地

の整備・確保、生活環境施設の用地の創出といった生産と生活両面で調和のとれた計画的な土地利用を確保します。また、荒廃農地の発生抑制や再生支援を図ります。

6) 農業・農村の多面的機能の発揮と担い手支援

農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成といった多面的機能を有しています。こうした機能の維持・発揮を図るため、必要なハード整備を行うとともに、地域における共同活動や営農の継続のための支援を行います。

また、地域が取り組む、水路の草刈り・泥上げや農道の路面維持といった地域資源の保全管理を支援し、担い手の負担軽減に努めます。

② 林業の振興

1) 林業生産基盤の整備

林業の生産性、収益性の向上や森林資源を有効活用するため、低コスト林業システムの確立に向けた高性能林業機械の導入や作業道の整備を促進します。

また、森林環境譲与税等を活用し、林業生産の効率化と森林の適正な管理を推進します。

さらに、山村地域の生活の利便性向上や、森林の適切な管理・経営による山村地域の活性化を図るため、林道網の総合的整備に努めます。

2) 林業従事者の確保・所得の向上

「群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（令和3年4月）に基づき、雇用の通年化、給与水準の向上、福利厚生の充実といった労働条件の改善を図るほか、募集・採用の改善、作業安全性の確保を図り、新規就労者が安心して参入できる雇用環境整備に努めます。また、ウッド・ショック※等、林業を取り巻く環境が変化する中で、林業従事者の所得向上を図るため、林業の収益性を高める取組を支援します。

さらに、地域林業の中核的担い手である森林組合の経営基盤の拡充と組織強化を図るため、森林組合の広域合併や多様な連携、事業の拡充、職員・作業班員の育成確保を推進します。

また、建設業からの転換や、各種ボランティア活動による森林整備への参画を積極的に進めます。

※ウッド・ショックとは

木材の流通が混乱し、木材価格が高騰している状況のことです。過疎地域の生産者にとっては追い風となる現象ですが、一方で国産材の供給体制の整備や林業従事者への収益還元の仕組みづくりの必要性が指摘されています。

3) 県産木材や林産物の生産・流通の促進

戦後植林された人工林は、60年生を超えるまで成長し、本格的な伐採利用期を迎えていることから、県産木材の安定した供給体制の整備や木材の生産・加工・販売に至る一貫した流通システムの確立を図ります。

県産木材の利用拡大は、林業や山村地域の振興をはじめ、森林整備につながることから、住宅や公共施設の新設及び改築における県産木材の積極的な利用促進に努めます。

また、本県は全国有数のきのこ生産県ですが、産地間競争の激化による販売価格の低迷、また食の安全に対する消費者の関心が高まるなか、消費者ニーズにあった安全で新鮮なきのこを生産、供給できる体制の整備を促進します。

4) 森林資源の多面的活用

本県の過疎地域の森林は、土砂災害の防止、土壤保全、洪水緩和、水資源貯留といった国土の保全や水源のかん養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止に重要な役割を担っています。また、保健休養や教育文化活動、レクリエーションの場としての優れた地域資源もあります。自然環境の保全に留意しつつ、適切な管理、整備により、森林資源の積極的かつ有効な活用を進めます。

さらに、木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用を促進し循環型システムの構築を目指します。

③ 水産業の振興

1) 河川湖沼漁業

釣り等の遊漁として行われている河川湖沼漁業では、漁業協同組合によるヤマメ、アユ、フナの種苗放流を中心とした漁業資源の増殖と遊漁者の増加を推進します。

また、漁業資源を食害するコクチバスなどの外来魚やカワウなどの鳥類の防除を行い、生態系保全と在来魚種の保護並びに河川環境の保全に努めます。

2) 養殖業

疾病対策や養魚指導により、安全・安心な養殖魚の生産を推進します。

また、商標登録されたニジマスの「ギンヒカリ」や「ハコスチ」に代表される魚種の生産と消費の拡大を図ります。

④ 鳥獣被害対策

過疎地域では、イノシシやシカ、サル、クマといった野生鳥獣による農林業被害が、近年高い水準で推移しており、また、被害範囲も中山間地域から平坦地域へと拡大傾向

にあります。

野生鳥獣による被害は、経済的な損失のみならず、農林業者の経営意欲の減退や耕作放棄地の増加といった被害額以上の影響を地域に及ぼしており、深刻な状況にあります。

農林業者が安心して農林業に従事できるよう、鳥獣被害を軽減するため、捕獲を強化して野生鳥獣の生息数の抑制や生息域の縮小を図ります。また、侵入防止柵の設置や効果的な追い払い、農地に隣接する森林の整備といった地域の主体的な被害対策の取組を支援します。

さらに、ＩＣＴ等を活用した効率的な捕獲技術の実証・普及や地域対策の核となる人材の育成、隣接する市町村や県同士の連携による広域対策に取り組み、地域住民が被害軽減を実感できる被害対策を推進します。

(3) 地場産業の振興

過疎地域には、文化や伝統といった地域特有の風土に育まれ、長い歴史の中で伝えられてきた繊維・木製品・食品関連等の各種産業があります。その主たる担い手である中小企業等を支援し、高付加価値化を図るとともに、消費者ニーズに適合したぐんまブランドとなるような新製品の開発を促進します。このため、技術力の向上、企画開発力の強化、マーケティング力・販売力の強化を図るとともに、設備の高度化による生産体制の整備や、これらを支える人材の確保・育成といった施策を推進し、国内はもとより海外を含めて、販路の拡大に努めます。

なお、これら地場産業の振興を円滑に進めるために、中小企業等に対する融資制度をはじめ、各種支援策の活用を進めます。

(4) 企業の誘致対策

本県は、高速交通網の整備が進んだことにより、立地条件の地理的優位性が高いため、多くの企業が立地し、産業の集積が図られています。

本県はこれまで、自然や水、首都圏からの好アクセスといった地域の特性や資源を情報発信し、企業誘致に取り組んできました。企業誘致による安定した雇用の場の確保は、若者の定住やUＪＩターンの促進に大きく寄与することから、今後も優遇措置等を積極的に活用し、過疎地域及び周辺市町村を含めた県内全域への企業誘致を促進します。

(5) サテライトオフィスの開設・誘致

本県は、豊かな自然や整備されたブロードバンド環境、東京からの交通利便性に優れているほか、美しい自然や景観、古民家などの資源が豊富にあります。

加えて、昨今はワーケーションやテレワーク、二拠点居住等の多様で柔軟なライフス

タイルに対する関心も高まっていることから、サテライトオフィスの開設や誘致を推進していきます。

(6) 起業の促進

過疎地域においても、交通通信体系の整備やインターネットといったＩＣＴの飛躍的進歩により、新たな企業活動の場としての条件が整いつつあることから、引き続き過疎地域における起業の促進に努めます。

地域の特性や歴史、民俗、ことばをはじめとする有形、無形の文化といった地域資源を生かした様々な分野での起業を促進するにあたっては、創業支援センターを中心とした相談体制の充実や起業における資金面での融資制度により、地域の立地条件を生かした新たな産業の創出や意欲ある起業者への総合的な支援を市町村と連携のうえ積極的に行います。

また、地域おこし協力隊員が任期終了後に地域資源を活かして起業する事例も増えてきています。今後も、各種支援制度の積極的な活用や隊員のスキルアップの機会創出などを通じて、地域おこし協力隊員の起業を支援していきます。

(7) 繙業の促進

過疎地域においても、経営者の高齢化や、後継者不在等による廃業リスクなど、継業（事業承継）の問題は、喫緊の課題となっていることから、事業者のもつ技術やノウハウ、雇用等の維持や地域の産業・ビジネス・資源の維持・活性化のため、引き続き継業の促進に努めます。

継業の促進にあたっては、地域の実情や事業者の意向等をふまえながら、事業者が持つ経営資源（技術やノウハウなど）等を移住者や多様な担い手が引継ぎ、新たな価値を生み出しながら地域の活性化につなげていけるように、地域の関係団体のほか、身近な支援機関（商工団体、金融機関等）や事業承継・引継ぎ支援センターをはじめとした事業承継ネットワーク等により支援し、継業の促進に取り組みます。

(8) 地域経済の活性化

過疎地域の地域経済は、人口の流出に伴う購買力の低下や後継者難による商店数の減少により厳しい状況にありますが、地域社会における日常消費生活の基盤として一定水準の機能を確保していく必要があります。

地域住民だけを対象とするのではなく、地場産業や観光・レクリエーションの振興、都市との交流と連携を強化し、地場産品の販売も含めて消費の拡大と地域経済の活性化に努めます。

また、過疎地域内でのモノ・コトの地産地消が可能となる環境の構築やE C（エレクトロコマース：電子商取引）の促進、地域通貨等の仕組みの導入を進めます。

(9) 観光・レクリエーション

本県の過疎地域は、豊かな自然や文化的資源を有し、都市部からのアクセスが良い有利な立地条件を有することから、観光客の動態や地域のニーズを捉え、ニューノーマルに対応した観光地づくりを進めていきます。農林業との連携を図りつつ、農山村と都市との交流の場、自然とのふれあいの場として整備していくとともに、グリーン・ツーリズムをはじめとする体験型観光や農山村地域の中で宿泊を伴い、その滞在中に食事や体験等を楽しむ滞在型観光の農泊を推進します。

新たな地域資源を発掘するとともに、地域資源を組み合わせたネットワークづくりといったソフト面での振興策を充実させ、多様な観光ニーズに応えられる魅力ある観光地づくりを推進します。また、観光のデジタル化を強力に進め、新たな価値の創出に繋げるほか、戦略的に発信していくことが重要です。本県の強みを生かした魅力について、更なる磨き上げを行うなど、本県への旅行需要の喚起を継続的に行っていきます。

さらに、過疎地域と周辺地域との連携を強化し、観光宣伝、観光ルートの整備や観光ガイドブック・情報誌の発行、SNSでの情報発信といった広域的観点からの総合的・計画的な振興に努めます。

インバウンド誘客については、現在は厳しい状態が続いているが、新型コロナウイルス感染症収束後の速やかな反転攻勢に向けた取組を進めるほか、社会や観光客のニーズの変化に対応した新たな観光スタイルの普及・定着を図っていく必要があります。

(10) 特定地域づくり事業協同組合の設立促進

過疎地域では、年間を通じた仕事の不足により、安定的な雇用機会の確保が困難となっており、人口流出の要因やU J I ターンの障害となっています。こうした中、地域内の複数事業者の労働機会を集約したうえで、その需要に応じて人材を派遣する特定地域づくり事業協同組合制度が令和2年に創設されました。地域の特色に合わせて様々な働き方が可能となる制度であり、地域の担い手確保にもつながることが期待されますので、特定地域づくり事業協同組合の設立を積極的に促進します。

(11) 労働力の確保

人口減少が進む過疎地域において、基幹産業を支える労働力の確保が課題となっています。移住・定住の促進で労働力の確保を図っていくことに加え、ともに新たな価値を創造する「仲間」として外国人を受け入れる環境整備を促進します。

3. 情報化の促進



4 質の高い教育を
みんなに



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう

(1) 情報化の促進の方針

近年の情報通信技術の発達や新型コロナウイルス感染症の影響により、情報化の促進の必要が高まっています。過疎地域においてもデジタルの利便性を実感できる環境の整備に努めます。

情報化の促進にあたっては、過疎地域の条件不利性の克服や地域課題解決、地域活性化に向けて、様々な領域においてDXの推進・ICTの利活用を図ります。

また、情報化の土台となる情報通信基盤については、過疎地域においてもあまねく整備していくものとします。

情報通信基盤と同様に、デジタル人材等の専門人材の確保も情報化の促進に必要です。ICTを活用した教育の実施や民間人材の活用を通じて、過疎地域における情報化をリードしていく人材の確保を図ります。

(2) DXの推進・ICTの利活用

過疎地域において、生活環境の利便性の向上や、地域の活性化、持続可能な地域づくりを図る上で、DXの推進・ICTの利活用は有効な手段です。地域の担い手不足が深刻化する中、少ない人口で過疎地域の条件不利性を克服し、地域経済・社会を持続的に発展させていくため、ICTやAI、ロボティクスなどの革新的な技術を、産業・保健・医療・福祉、防災・安全といった様々な分野で積極的に活用していきます。

(3) 普遍的な情報通信基盤の整備

情報通信基盤の整備については、ほとんどの地域において超高速ブロードバンドや携帯電話による通信が可能となっています（世帯カバー率99.9%以上）が、未整備地域の解消を図るとともに、5G等の高速・大容量無線通信の整備も推進していきます。

公衆無線LAN環境については、観光及び防災の拠点における情報収集・情報発信のため、更なる整備を推進します。

(4) デジタル人材の育成

令和2年度に導入された1人1台PCを有効に活用し、地域差、個人差なくICTを活用した教育を推進します。また、小中学校で実際にデジタル技術を活用した教育を行

う教員のスキル向上を目指します。

(5) 民間・専門人材の活用促進

近年、デジタル化の促進や民間企業等のノウハウの必要性が高まっています。過疎地域においては人材の不足が課題となっていることから、過疎地域内での人材育成を進めるとともに、併せて地域外の民間企業や専門人材を活用することで、地域の情報化を進めるとともに、過疎地域に対する理解の促進及び人材ネットワーク形成に資することを目指します。

4. 交通施設の整備、移動手段の確保



(1) 交通施設の整備、移動手段の確保の方針

過疎地域における交通体系の整備は、安全・安心な住民生活の確保や産業振興をはじめ過疎地域の持続的発展にとって重要なものであり、引き続き重点的に取り組む必要があります。

道路については、過疎地域と広域圏の中心となる都市との地域間連携・交流を促進し、物流の効率化と観光振興を支える道路ネットワークの構築や生活を支える道路の整備を推進します。また、災害時に備え、防災拠点や物流拠点間を結ぶ道路整備を進めます。

さらに、農林業の振興を図り、農山村環境の改善に資するよう、農道、林道の整備を促進します。

公共交通については、通勤、通学、買物、通院といった日常生活に必要不可欠なものであるため、市町村、交通事業者、地域住民との官民共創により地域の多様な輸送資源を総動員して移動手段の確保に努めます。また、デジタル技術を活用した自動運転技術等の普及促進に努めます。

なお、交通体系の整備、移動手段の確保にあたっては、必要なハード事業の継続に加え、ソフト事業の充実・強化に努めます。

(2) 国道、県道及び市町村道の整備

① 国道、県道の整備

過疎地域における国道及び県道は、産業や観光の振興を図り、都市部との地域間連携・交流を促進するとともに地域の生活を支えるための重要施設です。幹線道路網を形成し、過疎地域を含めた広域的生活圏の骨格をなすものであることから、幅員狭小、線形不良、冬期通行不能といった交通に課題のある区間の改築について、計画的な整備を進めます。

また、現道の損傷、劣化を日常のパトロールや定期点検等によって把握し、計画的かつ効果的な維持管理に努めます。

② 市町村道の整備

市町村道は、地域住民の日常生活に密着した生活道路です。これまでの対策により過疎地域における整備水準は向上していますが、県内の市町村道の整備水準からすると低

い状況にあります。

このため、過疎地域において、特に緊急かつ重要と認められ、過疎地域の持続的発展に資する基幹的な路線については、整備効果を見極めた上で評価・選定し、県代行事業による整備に努めます。

また、現道の損傷、劣化への対応については、国の技術支援制度等の活用を含め、計画的かつ効果的な維持管理を支援します。

(3) 農道、林道の整備

農業経営の合理化、生産性の向上及び農産物流通の効率化を図るとともに、農村生活環境の改善及び定住の促進に資するため、集落、幹線道路や基幹流通施設との有機的な連携に配慮しながら、農道の整備及び農道保全対策計画に基づく基幹的な農道の補修・補強対策を計画的に推進します。

林道は、多面的機能を有する森林の適切な整備及び保全を図り、効率的で安定的な林業経営を確立するための基幹となる施設であるとともに、山村の生活環境の改善、地域産業の振興に大きな役割を担うものであることから、民有林林道整備計画に基づき、開設、改良を推進します。

なお、過疎地域において、特に重要と認められる基幹的な農林道については、県代行事業により整備を進めます。

(4) 移動手段の確保

過疎地域においては、バスや中小私鉄は高齢者や学生にとって欠かせない移動手段であり、地域住民の日常生活に重要な役割を果たしています。

こうしたバス路線の確保を図るため、バス事業者が運行する広域的・幹線的なバス路線については路線維持のための必要な助成措置を講じるとともに、市町村が主体となって運行するバス路線に対しても、地域の実情に応じたバス路線網の整備を支援します。

なお、バス路線の整備や維持にあたっては、コミュニティバス、デマンドバスや乗合タクシーなどの新たな移動手段に加え、スクールバス、福祉バスといった他の公共交通サービスの活用も含めた効率・効果的輸送形態の確保に努め、少ない経費で地域の実情に応じた移動手段の確保が図れるよう支援します。

また、中小私鉄の維持存続を図るため、沿線市町村とともに輸送の安全性向上のための設備整備や利用促進に対し、必要な支援を行います。

加えて、デジタル技術等の新技術を活用した効率的で持続可能な移動手段の確保に向けて、バス路線を確保・維持するため自動運転技術の開発の支援や普及促進を行います。

5. 生活環境の整備



(1) 生活環境の整備の方針

過疎地域における生活環境の整備は、地域住民の生活条件の向上だけでなく、若者の定住やU・J・Iターンを促進するうえで重要であることから、上水道や污水処理施設、廃棄物処理施設、消防防災体制について計画的かつ効率的な整備を推進します。

特に汚水処理施設については、豊かな水を守る利根川水系の「上流社会」としての役割と責任を担う本県過疎地域の特性から、美しく良好な環境の保全に向けて、健全な水循環の維持・回復を図ります。汚水処理施設の効率的・効果的な整備を推進するとともに、整備にあたっては過疎地域集落の地域特性に配慮します。

過疎地域の特性を考慮しながら、地域住民の安全の確保や災害時の被害軽減を図るために、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策を講じるとともに、消防防災体制の整備に努めます。

また、居住水準の確保や若者の定住を促進するため、市町村の公的賃貸住宅整備や既存公営住宅の活用の支援を行うとともに、森林・水路の保全活動や景観保全活動、経済活動の利便性向上、地域経済循環に向けた環境整備といったソフト事業の充実・強化を通じて生活環境の向上に努めます。

(2) 水道、汚水処理施設等の整備

① 水道施設

未整備地区の早期整備を進めるとともに、全世帯への普及を目標に整備を進めます。

また、給水人口の減少、水道施設の老朽化や生活水準の向上に伴う水需要の変化に対応するため、事業統合や施設の統廃合を伴う広域化を図ります。多種多様な広域化形態の中から、地域の実情に応じた最適な形態の検討を行い、水道基盤強化に向けた支援を積極的に行います。

さらに、整備済みの施設の損傷・劣化を将来にわたり把握することにより費用対効果の高い維持管理に努めます。

② 汚水処理施設等

本県過疎地域においては、地形条件や散在する集落などの地域特性を踏まえ、下水道等の整備が非効率である区域を合併処理浄化槽による整備区域へ変更し、下水道等と合

併処理浄化槽のベストミックスによる効率的・効果的な汚水処理施設の整備を推進します。

具体的な整備にあたっては、各市町村の策定する生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、併処理浄化槽といった各種の方法により積極的に進めます。

併せて、既存の単独処理浄化槽について、併処理浄化槽への転換を促進します。

また、人口減少に対応した汚水処理施設の維持管理業務に係るコストを削減するため、地理的状況や経済性・実現性を考慮した汚水処理施設の統廃合による「広域化」や複数市町村による維持管理の「共同化」を推進します。

③ 廃棄物処理施設

し尿処理施設及びごみ処理施設については、適正な維持管理を行うとともに、5Rの推進や人口減少社会の到来によるごみの減少を踏まえ、ブロック区分での処理の広域化や施設の集約化を推進します。併せて、大規模災害時においてもこれら施設の稼働を確保し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、施設の強靭化等の取組を支援します。

また、住民に対して5Rの普及啓発を図るとともに、不法投棄対策の強化等により豊かな自然環境や生活環境の保全に努めます。

(3) ハード・ソフト一体となった防災・減災対策

水害対策については、令和元年東日本台風で被害が発生した地域などにおける、堤防嵩上げや河川改修などを計画的に推進します。また、河川やダムに堆積した土砂を除去することで、本来の河川やダムの流下・貯水能力を維持・回復させます。さらに、危機管理型水位計並びに河川監視カメラの設置などの住民の主体的な避難行動を促す情報拡充や、個人の避難行動計画である「マイ・タイムライン」の作成支援を行います。

過疎地域においては、急峻地形で土砂災害のおそれのある箇所が多いことから、要配慮者利用施設や避難所等を土砂災害から守るため、土石流やがけ崩れ、地すべりを防止する施設の整備を計画的に推進するとともに、土砂災害による「逃げ遅れゼロ」に向けた避難行動を促進するため、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設を対象にした避難確保計画の策定支援を行います。

また、集落周辺の荒廃森林等において、治山施設の設置や森林整備を進め、水源のかん養、生活環境の保全を図ります。

さらに、災害時の迅速な救命・救助や被災地への支援物資輸送、経済活動の継続性を確保するため、防災拠点や物流拠点間を結ぶ道路整備や、緊急輸送道路における落石対

策など「災害時にも機能する強靭な道路ネットワークの構築」を推進します。

防災・減災対策を含む公共事業については、長期的な視点に立ち、計画的に実施していきます。

(4) 消防防災体制の整備

① 防災体制等の整備

災害に強い安全な地域社会をつくるため、自主防災組織の育成・強化を推進するとともに、自主防災組織リーダーとなる人材の育成に努めます。

また、災害時における要配慮者対策や孤立集落対策についても、積極的に推進します。

市町村防災行政無線同報系については、未整備地域の解消やデジタル化の推進とともに、衛星通信ネットワークの適切な運用に努め、防災情報体制の充実・強化に努めます。

さらに、整備済みの施設の損傷・劣化を将来にわたり把握することにより費用対効果の高い維持管理に努めます。

② 消防体制の充実

過疎地域における消防力の充実、水利施設の確保、人材の育成・確保について広域消防体制の拡充・強化に努めます。

常備消防については、署所における消防設備を充実するため消防車両の近代化、科学化を進めます。消防団についても、消防車両、消防水利確保のため防火水槽といった消防設備の整備を進めるとともに、迅速な初期消火による火災拡大防止や大規模災害に備えた団員の拡充をはじめ、地域の実情に合わせた消防体制の総合的な充実・強化に努めます。

また、防災ヘリコプターの活用による航空消防防災体制の整備・充実を図ります。

③ 広域救急体制の充実

本県における広域救急体制は、県内全域をネットワークする統合型医療情報システムの効率的運用と情報の充実により推進しており、過疎地域においてもシステム活用による患者の症状に応じた病院・診療所への的確かつ迅速な輸送体制の強化に努めます。

(5) 買い物弱者対策

今後高齢化が更に進行することにより、自動車依存度の高い過疎地域では、自家用車利用が困難となり移動に制約を受ける地域住民が増加することが見込まれます。

こうしたことから、地域の実情や住民のニーズを踏まえ、地域団体との連携も図りながら、買い物弱者対策を積極的に推進します。

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進



(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進の方針

過疎地域における子育て環境の確保については、児童福祉施設の質的充実に努めるほか、良好な子育て環境のソフト面の整備に努めます。

高齢者の保健福祉の向上及び増進は、「群馬県高齢者保健福祉計画」（令和3年3月）に基づき、地域共生社会の実現（地域包括ケアシステムの深化・推進）、自立支援・介護予防・重度化防止の推進、認知症施策の推進、多様な福祉・介護サービス基盤の整備、介護人材確保対策と資質の向上及び業務効率化の推進により、「高齢者の誰もが安心して生き生きと暮らせる地域共生社会づくり」を目指し、地域の実情に応じた支援体制の整備を推進します。

また、障害のある人が社会の一員として地域の中で自立し、積極的に社会活動に参加して生きがいのある暮らしができるよう、「バリアフリーぐんま障害者プラン8」（令和3年3月）に基づき、就労による自立の促進、障害福祉サービスや保健・医療体制の充実、県民理解の促進といった総合的な施策の充実・強化に努めます。

なお、地域社会においては、福祉分野ごとの既存の公的支援制度のみでは対応が難しい、新たな課題も顕在化してきていることから、市町村における分野を問わない包括的な支援体制の整備を促進します。

過疎地域で生活する子育て世代や高齢者、障害のある人を誰一人取り残さず、一人一人が幸福や居心地の良さを実感出来る地域を目指します。

(2) 子育て環境の確保

子どもの数や子どもを育てる社会環境の変化を考慮し、地域特性や多様化するニーズを的確に捉え、地域の実情に応じた児童福祉施設の整備及び質的向上に努めます。また、豊かな自然環境や適度な疎といった、過疎地域の特性を活用した子育て環境を積極的に発信していきます。

さらに、少子化対策を積極的に進めるとともに、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進します。

(3) 高齢者等の保健福祉の向上及び増進等

① 元気高齢者の活躍支援・フレイル予防

活力ある健康長寿社会を実現するために、高齢者が能力や経験を活かし、地域の「支え手」として生き生きと活躍できるよう、高齢者の社会参加の機会を創出します。すべての高齢者が自分に合った社会参加の機会を得られるよう支援し、「高齢者が活躍しやすい社会」、「社会参加・社会貢献の場が充実した社会」、「働く意欲や能力を発揮できる社会」を目指します。

また、健康寿命を延伸するためには、フレイル予防が重要となります。誰もが住み慣れた地域でいつまでも健康で生活できることを目指し、県と市町村が連携してフレイル予防に取り組み、県民の間にフレイル予防を浸透させていきます。

※フレイル：加齢とともに筋力や認知機能が低下し、生活機能障害・要介護状態などに陥りやすい状態。

② 介護を必要とする高齢者に関する対策

介護保険制度のもとで充実したサービス提供が行われるよう、制度の安定的な運営に努めます。

また、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域密着型サービスの拠点や介護保険施設を整備するとともに、介護人材確保対策を推進します。

（4）障害のある人のための対策

障害のある人が社会の一員として、地域における様々な活動に積極的に参加するとともに、地域で安心して自分らしい生き方ができる社会の実現に向け、相談支援体制の充実、就労による自立の促進、日中活動や住まいの場の確保、県民理解の促進といった施策を総合的に推進します。

（5）包括的な支援体制の整備

高齢化の進行や単身世帯の増加、社会的孤立などを背景に、高齢の親と無職独身の50代の子が同居する8050問題や、介護と育児に同時に直面するダブルケアの課題など、福祉分野ごとの既存の公的支援制度のみでは対応が難しい、新たな課題も顕在化しています。

こうした複雑化・複合化した課題にも対応できるよう、市町村における分野を問わない包括的な支援体制の整備を促進します。

7. 医療の確保



(1) 医療の確保の方針

過疎地域では、高齢者比率が高く公共交通機関も少ないため、地域住民の移動手段が限られており、より身近な生活圏内で必要な初期医療が安定的に受けられる体制の整備が求められています。そこで、県では、過疎地域における医療確保のため、「群馬県保健医療計画」に基づき、医療提供体制の構築を進めます。

(2) 医師の確保対策

へき地診療所に勤務する医師を確保するため、県が出資する自治医科大学の卒業生を勤務医として派遣するとともに、へき地医療支援機構において代診医の派遣やへき地医療従事者に対する研修などの支援事業の企画・調整を行います。

(3) 医療提供の支援

へき地診療所における診療機能を向上させるため、診療機器の設備や施設といったハード面の充実を支援します。

併せて、へき地医療拠点病院による巡回診療の実施や、ドクターヘリ活用による救急医療体制の構築といったソフト面の充実にも努めます。

(4) 保健指導の支援

地域の特性を踏まえ、郡市医師会等との連携を図りながら、保健師による健康相談や健康教育といった活動を支援します。

また、市町村保健師の資質向上のため、研修会を開催します。

(5) 特定診療科に係る医療確保対策

診療科による医師の偏在を解消するため、修学研修資金により小児科や産婦人科等に従事する意欲ある研修医等の研修や修学を支援します。さらに、へき地医療拠点病院、二次保健医療圏の中核的病院と連携し、過疎地域における特定診療科の医療確保に努めます。

8. 教育の振興



(1) 教育の振興の方針

過疎地域における良好な教育環境の整備と豊富な学習機会の確保は、地域での人づくりや地域の人々のつながりを強めるうえで重要です。

教育の振興においては、教職員の養成・確保をはじめ、過疎地域の教育条件の充実に努めるとともに、少子化や情報化、国際化が進展する中、一人一人が豊かな心を培い、たくましく生きる力を身に付けられるよう、地域の特色を生かしつつ、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら社会の変化に対応した教育を推進します。

また、地域間交流の観点からも体験学習のフィールドとして適する農山村を、都市部の子どもたちの体験学習の受入れの場として整備・活用することに努めます。

集会施設や図書館、スポーツ施設といった社会教育施設等については、その整備に努めるとともに、生涯学習・社会教育のソフト面の充実やその学習情報の効果的な伝達に努めます。

(2) 公立小・中学校及び県立高校の整備等教育施設の整備

過疎地域の公立小中学校では、人口の流出により児童生徒数が減少していることから、教育効果の維持向上を図るため、地域の実情に即した統廃合等の計画的な施設整備が進められています。このことを踏まえて、当該地域の公立小中学校の施設設備の整備にあって、設置者は、通学条件が児童生徒に与える影響や、学校が単なる教育施設にとどまらず地域住民にとって最も身近な地域拠点施設としての役割を果たしていることの実態を十分考慮しつつ、地域住民の理解と協力を得ながら行うよう努めることとし、県は、施設整備に係る国の財政支援制度の活用について適切な指導・助言を行います。

また、県立高校については、各校が、地域で担ってきた役割を踏まえ、ＩＣＴを活用するなどして、高校教育の質の維持・向上を図りながら、より一層の特色化を推進するとともに、再編整備に当たっては、教育の機会均等の観点に十分配慮しながら、地域や学校関係者等との意見交換の場を設定するなどして、地元の理解を得ながら検討を進めます。

(3) 社会教育施設等の整備

集会施設や図書館、スポーツ施設といった社会教育施設等の利活用については、広域

的な観点から施設の相互利用やネットワーク化による有効活用をはじめ維持管理の効率化に努めるとともに、都市住民との交流の場として活用するよう努めます。

(4) 地域の特色や魅力を活かした教育

「社会に開かれた教育課程」の実現が注目される中、すでに根付いている地域社会との連携・協働による教育活動を推進します。過疎地域の学校では、小規模校の特性を生かし、児童生徒一人一人の理解を基にしたきめ細かい学習支援の工夫、身近にある文化や自然などの郷土資源や地域の方々との連携を生かした学習の工夫など、過疎地域の学校ならではの良さを生かした教育活動の推進に努めます。そして、児童生徒が自分の郷土の良さを知り、その価値を理解するとともに、郷土に対する愛着や誇りを感じられるよう努めます。

また、積極的に地域の方々が学校の教育活動へ関わる一方で、地域学習や地域探求を通じて児童生徒が地域活動へ参加するなど、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働する中で、地域の将来を担う人材の育成に努めます。

さらに、学校と地域における様々な活動における子どもたちと地域住民との交流を通して、地域住民相互のつながりを一層深め、地域の活性化を推進します。

9. 集落の整備



11 住み続けられる
まちづくりを



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

(1) 集落の整備の方針

集落は、過疎地域において住民が生活する最も基本的な単位であるとともに、過疎地域の地域社会の維持と県土の保全という重要な機能を果たしています。例えば、農林業における生産活動の補完機能、日常生活における相互扶助機能、農地や山林をはじめとする地域資源の資源管理機能、伝統芸能や文化を継承する文化継承機能などが挙げられます。

しかし、若年層を中心とした人口流出に伴う少子高齢化の進行によって集落機能が低下し、集落自体の維持が困難な状況が顕在化してきています。

過疎地域の地域社会を引き続き健全に維持・発展させていくためには、集落の地域特性を踏まえた効率的かつ適正な生活基盤整備を進めるとともに、複数集落をネットワークで結ぶ集落ネットワーク圏の形成や、住民が主体となって地域課題の解決や地域活性化に取り組む地域運営組織の構築に併せて取り組む必要があります。また、地域ビジネスやモノ・コトの自給などを促進することで、「地域の稼ぐ力」を高め経済的基盤を確立し、外部に過度に依存しない強い集落を目指します。

そして、こうした取組を推進するため、集落支援員等の集落対策人材の活用や、集落に対する助言やコンサル的役割を担う中間支援機能を強化していきます。また、地域住民のみならず、企業、NPO、教育機関、地域団体、関係人口など多様な主体が連携し、官民共創で持続可能な集落の構築に取り組みます。

さらに、集落の担い手となるようなUJITERNERS（UJITERNERS）を受入れるための環境整備を進めるとともに、地域おこし協力隊といった外部人材を積極的に活用することで、集落の維持・活性化に努めます。

(2) 集落の維持・活性化

集落の小規模化、高齢化によって個々の集落では集落機能を維持することが困難であることから、地域の実情を考慮した上で、より広い範囲で、住民の日常生活の要となる基幹集落を中心に複数の集落をネットワークで結び集落間の相互補完関係を強化する「集落ネットワーク圏」の形成を関係者の理解と合意の下に支援します。

集落の維持・活性化にあたっては、集落の住民が「過疎化」の問題を自らの問題として考え、持続可能な地域社会を実現するために自ら行動に移すことが重要です。このた

め、住民が自主的に取り組む集落の維持・活性化の活動を県と市町村が協力しながら積極的に支援していきます。また、住民のシビックプライドを醸成し、地域貢献に対する意欲や地域に対する愛着、集落の景観を美しく保つ意識等を育むよう努めていきます。

(3) 地域運営組織

複雑化・深刻化する地域課題を行政主体で持続的に解決していくことには限界があり、人口減少が進む中では行政サービスの低下も予想されます。こうした状況の中、県内では地域交通の支援をNPOが担ったり、地域団体が主体となって地域活性化に取り組む事例も見受けられます。こうした地域住民が主体となり、持続的に地域課題の解決や地域活性化に取り組む地域運営組織の構築を進め、集落機能の維持・確保や共助の持続化を図ります。

また、地域運営組織が持続的に活動していくためには、自主財源や人材の確保が不可欠であるため、県と市町村が協力しながら積極的に支援していきます。

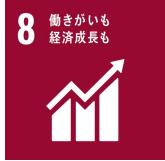
(4) 集落対策人材の活用

地域運営組織の構築や集落ネットワーク圏の形成にあたっては、単に行政主体で進めるのではなく、地域住民の参画の下、きめ細かく地域の現状を分析し、集落の将来像について意識共有を図りながら進めていく必要があります。地域おこし協力隊員や集落支援員、役場の地区担当支援員等の集落対策のサポート人材を積極的に活用して取り組んでいきます。

(5) 中間支援機能の強化

集落が抱える課題は多岐にわたっており、地域解決に向けて取り組む中で専門的な知識や地域づくりのノウハウが求められる場面もあります。また、集落の将来像を検討するにあたり、将来の人口推計や他の集落の状況、各種支援制度等の情報も必要となります。こうした専門的な知識やノウハウ、情報等を助言したり、コンサル的な支援を行う中間支援機能を強化していきます。

10. 地域文化の振興・活用等



(1) 地域文化の振興・活用等の方針

過疎地域に数多く残されている地域の生活に根ざした歴史や伝統文化を保存・継承するとともに、地域資源を生かした新たな地域文化やアートを創造することにより、文化・芸術を通じて人々が支え合う個性豊かな地域づくりを推進します。

また、田園回帰の潮流や新型コロナウイルス感染症の影響により、都市部の人々を中心におけ地方への関心が高まっており、スポーツツーリズムの推進や、過疎地域特有の農村風景や町並み、古民家等の新しいニーズに応じた地域資源の提供を行うことで、過疎地域と都市部との交流を促進するとともに、シビックプライドの醸成や地域の個性豊かな景観の保存にも努めます。

(2) 地域文化の振興・活用等に係る施設の整備

文化会館、美術館、博物館といった地域文化の振興に係る様々な施設は、地域の文化活動の拠点施設としての役割を担っていることから、施設の質的充実を図り、新たな地域文化の発信拠点としての整備に努めます。

また、地域住民の郷土に対する愛着心を培うとともに、都市住民の過疎地域の歴史や民俗といった固有の文化への関心を高めるため、既存の文化施設の活用や、地域に存在する多くの歴史的・文化的資源の計画的な整備を促進します。

(3) アートによる地域活性化

アートの力で群馬を元気にし、県民が心豊かな生活によって、誇りと幸福感を持てる群馬県を創造するため、アーティストの支援、アート教育・体験、地域振興・経済効果の各施策をパッケージ化して実施し、総合的なアートによる地域振興を推進します。

(4) 伝統芸能や地域文化の担い手確保

失われつつある地域の伝統文化を次世代に継承している団体への支援を通じ、積極的な情報発信と交流の促進により、後継者の確保、人と人との絆の深い地域コミュニティを再生します。

(5) スポーツによる地域活性化

ニューノーマルにおいては開放的な空間の需要や価値が高まっており、登山やキャンプ、ラフティング、カヌー、スキーなどのアウトドアスポーツは注目を集めています。過疎地域は、こうしたアウトドアスポーツを楽しめる多彩な自然を有しています。

新たなアウトドアスポーツの拠点づくりや情報発信、旅行会社と連携したツアーの提案など、交流人口の拡大や地域経済の活性化に資するスポーツツーリズムを推進します。

(6) 農村風景や町並み等の地域資源の提供

農業・農村は、水田や畑での生産活動を通じて、私たちが生きていくのに必要な食料を供給する役割だけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの多面的な機能を有していますが、その中の一つに、農村の景観を保全する役割があります。農村では、農業が営まれることにより、田畠に育った作物と農家の家屋、その周辺の水辺や里山が一体となって四季折々に変化を見せる美しい田園風景を形成しています。

こうした田園風景は、長い時間をかけて人が農業を通じて自然との対話の中でつくりあげてきたもので、グリーン・ツーリズムや農泊を通して、都市と農村の交流を促進します。

(7) 自然や文化等を源流としたシビックプライドの醸成

過疎地域には、豊かな自然や資源、伝統ある文化、歴史ある風土等、多様な価値や役割を有しています。しかしながら、過疎地域で生活する地域住民にとって、こうした価値や役割に気付きにくい傾向があります。

外部との交流や地域の価値・役割を再認識する機会を創出し、住民のシビックプライドを醸成することで、地域への愛着や地域貢献への意欲、幸福度の向上につながることが期待されます。

11. 再生可能エネルギーの利用推進



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



13 気候変動に
具体的な対策を

(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針

本県の豊富な再生可能エネルギー資源をフル活用し、再生可能エネルギーの導入を推進することで、温暖化対策に貢献するだけでなく、エネルギーの地産地消・自立分散化により、地域内で資金循環するとともに、災害時にも熱や電力の確保が可能な、県民の安全・安心を支える社会基盤の構築を進めます。

(2) 再生可能エネルギーの地産地消・自立分散化

過疎地域には、森林資源や水資源などの再生可能エネルギー資源が豊富に存在しています。

そこで、県では、地域に存在する再生可能エネルギーや未利用熱を一定規模のエリアで面的に利用するシステム（地域マイクログリッド）の構築に取り組んでいます。これにより、大幅な省エネルギー化や、エネルギーの地産地消に加え、災害時におけるエネルギー源の確保が可能になります。

現在、上野村で進めている地域マイクログリッド事業を「上野村モデル」として、県内の他地域への展開を図るなど、市町村と連携して、地域の特性に応じたエネルギーの地産地消と自立分散化を推進します。

(3) 温室効果ガス削減の推進

「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」では、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の宣言2「温室効果ガス排出量ゼロ」に向け、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する目標を掲げています。

この目標を達成するため、「再生可能エネルギーの導入促進」と「省エネルギー対策の推進」を2本柱として大胆に取組を推進します。

過疎地域にある森林資源は、二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担っています。

「木を伐って使い、植えて育てる」という森林資源の循環的利用を推進し、二酸化炭素の吸収能力を高めます。

また、県産木材の利用は、県内の林業や木材産業の活性化、森林整備の促進、ひいては地球温暖化防止にもつながるため、省エネ・創エネ性能の高い住宅や非住宅建築物等への県産木材利用を促進します。

さらに、省エネルギー住宅の普及啓発のため、住宅の建築主等の消費者に対するセミナーの開催やチラシの配布による情報提供、住宅関連事業者に対する省エネルギーに関する設計・施工技術向上のための講習会の開催を行います。

12. 多様な主体と行政の連携及び広域連携の強化



(1) 多様な主体と行政の連携

過疎地域の持続的発展にあたっては、市町村の自主的・主体的な取組が何よりも重要であり、これに県が協力し、国が特例措置により支援することとされています。また、近年は、地域コミュニティ、ボランティアやNPO、企業、大学や高校などの多様な主体が、官民共創で地域づくりに取り組むことも注目されています。

市町村が過疎対策の中心的役割を担うこととなります、国、県を含めた行政の取組だけではなく、上述の多様な主体と行政とが連携して地域の課題を共有し、一体となって取り組むことが重要です。

過疎対策の実施にあたっては、過疎地域の持続的発展の実現を目指し、多様な主体と行政との連携を強化し、官民共創による地域づくりを推進します。

(2) 官民共創コミュニティによる地域課題の解決

過疎地域が持続可能な地域として「快疎」な空間となるためには、地域の住民をはじめ、様々なステークホルダーによる「共創」により、新たな価値の創出や地域課題の解決を図るコミュニティが育つことが必要です。行政だけではなく、皆で作り上げる公共により、地域は初めて持続可能なものになるのです。

さらに、「共創」による価値の創出や課題解決の営みに加わることから得られる達成感や、コミュニティに帰属する安心感は、住民の幸福度向上につながることでしょう。

こうして、魅力的な官民共創コミュニティが育った地域は、地域外の人たちも惹きつける求心力を持ち、地域の持続可能性を高めます。

県では、過疎地域において地域の理想とする将来像と、そこに向かうための取組のアイデアを地域のさまざまなステークホルダーと共に創するなどの取組により、官民共創コミュニティが育つよう、市町村を支援していきます。

(3) 広域連携の強化

過疎地域における隣接市町村は、公共交通や医療をはじめとする共通の課題を抱えていることから、双方が連携することにより、施設への重複投資が避けられるなど効率的かつ効果的な対策が実施できることになります。移住相談会や観光事業等のソフト事業でも、広域単位で実施することで事業効果を向上させることが期待されます。また、広

域圏での行政事務の共同処理も、市町村の事務負担軽減や効率的な事務実施につながるメリットがあります。

過疎市町村は、産業構造の変化により日常的な生活圏や雇用の場が広がり、地域の中的な都市との関係が強まっていることから、中心的な都市との広域的な連携を更に強化することにより、より効率的かつ効果的な過疎対策が可能となります。近年では、定住自立圏を形成し、様々な領域で広域連携に取り組む事例も見受けられます。

さらに、自治体間の連携だけでなく、地域コミュニティ、ボランティアやNPO、企業、大学や高校などの多様な主体同士が連携して地域課題の解決に取り組むことも効果的と考えられることから、その積極的な促進が望まれます。

広域連携を進めていく上での圏域の捉え方についても、「流域」を社会的・経済的・自然的条件から一つの単位として捉える考え方が広がっていることから、利根川流域や神流川流域など、流域での共生に向けた取組も進めています。

過疎対策の実施にあたっては、地域の実情を踏まえ、地域に合った広域連携を進めるとともに、その強化に努めます。

(4) デジタル化の促進に向けた連携

県庁32階の官民共創スペース「NET SUGEN」をハブとする県および市町村担当者、民間企業等のネットワークにより、デジタル化の促進と、デジタル技術活用による地域課題の解決に向けた取組を展開します。また、「新・群馬県総合計画（基本計画）」に掲げる各政策分野においてモデル事業を実施し、県全域での自立的なデジタルトランスフォーメーションを推進します。また、パートナーシップ委員会等の場を活用し、県と市町村で連携してデジタル化に向けた調査・検討を進めます。

(5) 県からの補完的な支援

過疎地域の市町村では、行政の規模が小さく職員数も限られているという課題があり、また、限られた人員で多様かつ複雑な行政課題に対応することが求められています。

県は、積極的かつ協働的に過疎市町村の事務を支援するとともに、県の持つリソースやノウハウを市町村事業へ積極的に活かしていくように努めます。

(6) その他

合併した過疎市町村については、過疎地域に住む住民の地域に対する思いや良き伝統、更にはこれまで培われてきた取組のあり方に配慮し、それらを生かしていく仕組みを考えることが必要です。

4 地域別持続的発展の方向性

本県では、12市町村が過疎地域として、4市村が特定市町村として公示されていますが、それぞれの地域ごとに地勢や気候をはじめ様々な違いがあるとともに、地域特性を生かした個性溢れるまちづくりが行われています。社会状況が変化するなか、本県の持つ限りない可能性を大きくはばたかせるためには、過疎地域においても本来の地域特性を發揮した地域づくりを進め、地域の活力を高めていくことが今後ますます重要になります。

そこで、県が果たすべき役割を踏まえながら、市町村や多様な主体との連携のもとに各地域が目指すべき方向性を「地域別持続的発展の方向性」として示すものです。

(1) 県中部地域（渋川市のうち旧赤城村、旧小野上村、旧伊香保町の区域）

当地域は、群馬県のほぼ中央部、雄大な関東平野の始まりに位置し、赤城山、榛名山、子持山、小野子山に抱かれ、利根川と吾妻川によって形成された谷地とともに、起伏に富んだ地形を有しています。

古くから交通の要衝として栄え、豊富な水資源を活かした工業や山地の開拓による農業、伊香保温泉を始めとした観光業等を主要産業としています。

当地域においても、人口が減少し、少子高齢化が進行する中、公共交通網、下水道、道路等の生活環境の整備や地域経済の活性化、担い手の確保等の課題がありますが、持続的発展に向けて、それぞれの地域の強みを活かした取組が求められます。

旧赤城村の区域は、赤城山の西麓から利根川に広がり、四季折々の魅力を持ちます。区域内にはＪＲ上越線2駅と関越自動車道赤城インターチェンジがあり、高い交通利便性を有します。

基幹産業である農業では、いちご等の観光農園や農産物直売所等に首都圏から多くの観光客が訪れます。豊富な自然とあわせ「石造不動明王立像」や「瀧沢石器時代遺跡」等の歴史資源の活用にも取り組むほか、自然や耕地の保全、計画的・効率的な施策展開が図られてきました。

今後も、農業生産基盤の充実や観光農業等の振興をはじめ、歴史ある地域文化の継承、豊かな自然環境の保全と、周辺環境と調和した適切な土地利用等が求められます。

旧小野上村の区域は、小野子山、十二ヶ岳の南麓から子持山の西南麓に広がり、国道353号とJR吾妻線によって吾妻郡と結ばれています。区域内には小野上駅と小野上温泉駅があり、産業や日常生活の主要交通軸として利用されています。

豊富な自然資源を活用した都市近郊型農業が推進され、特産品にはマイタケ、シイタ

ケ、リンゴ、コンニャクがあげられ、農産物の生産基盤と小野上温泉（「ハタの湯」や「SUNおのがみ」）、道の駅等の交流拠点機能を有した地区となっています

今後は、農林業基盤の充実による農林業の維持とともに、商工業の振興など産業の活性化、観光基盤の再生等が求められます。

旧伊香保町の区域は、榛名山の東麓に広がる豊かな自然と温泉資源に恵まれ、首都圏の奥座敷「いで湯のまち」としての歴史を有する県内有数の観光拠点となっています。

古くから政財界人、文人、外国人の避暑地としてにぎわい、近年では、交通網の発達により、年間100万人以上の宿泊客を迎えるまでに発展しました。主要産業がほぼ第3次産業に特化し、住民の多くが観光に関係して生活しています。

温泉保養地として発展してきましたが、社会情勢やニーズの変化が一層進んでいることから、伊香保温泉の知名度と集客力を活かし、温泉街やそのシンボル「石段街」、「伊香保露天風呂」等の観光拠点を更にPR・活用した魅力向上等が求められます。

（2）県西部地域（高崎市のうち旧倉渕村の区域）

当地域は、榛名山の南西に位置し、林野面積が約85%を占めており、地域のほぼ中央には、この地域を水源とする鳥川が西から東へと流れ、両側の段丘に耕地と集落が散在する起伏の多い緑豊かな山村です。一方、古くからの基幹産業である農林業は、後継者不足と担い手の高齢化により、厳しい状況にあります。

当地域については、有機農法による付加価値を高めた農作物の栽培が盛んであるため、首都圏への農産物の販売を拡大するとともに、新規就農者の移住を促進することが求められます。

また、北陸新幹線「安中榛名駅」へのアクセスの良さを生かし、自然環境の保全に努めながら、生活基盤を整備し、子育て世代の定住やUJターンを促進することも必要です。さらに、遊休農地を利用した「クライングルテン」や「はまゆう山荘」のほか、平成26年4月にオープンした「道の駅 くらぶち小栗の里」を核とした都市住民との交流や高崎市の市街地との連携を促進するとともに、温泉や、数多い道祖神、小栗上野介関連文化財といった地域資源を活用した魅力ある地域づくりを進めることが求められます。

（3）県南西部地域（藤岡市のうち旧鬼石町の区域、上野村、神流町、下仁田町、南牧村）

① 藤岡市のうち旧鬼石町の区域、上野村、神流町

当地域は、県南西部に位置し、埼玉県、長野県と県境を接しており、東側に向かって平坦部が開けているが、それ以外は急峻な山岳地帯であり、林野面積が約90%を占める山村地域です。この地域には関東一の清流と言われる神流川が流れ、緑あふれる自然環境と日本の原風景である農山村の暮らしが今なお現存する魅力ある地域です。一方、厳しい自然条件に加え、社会経済状況の変化により基幹産業である農林業の衰退が著しく、県内でも過疎化・高齢化が深刻な地域の一つとなっています。

当地域については、道路交通網の整備による定住環境の確保に加え、将来にわたり都市住民に貴重な自然と心の安らぎを提供可能な環境整備に努めるとともに、地域資源を活用した産業振興による移住・定住の促進が求められます。

旧鬼石町の区域は、神流川流域の谷口集落として発展し、県内でも有数の木材集産地として栄えました。平成18年には県内で最大規模の製材工場と原木市場を併設した「県産材センター」が稼働し、県産材の加工・流通拠点として地域の林業振興を支えるとともに地元の雇用にも寄与しています。また、国指定の名勝及び天然記念物である三波石峡や冬桜が咲く桜山公園といった地域資源の魅力を更に高めようと地域住民と協働した特産品開発による観光振興のほか、国内外の若手アーティストが地域に滞在して作品を製作するアーティスト・イン・レジデンスの取組や住民が主体となって開催する地域の魅力を生かした地域活性化イベントにより、交流人口が拡大しています。今後も魅力的なまちづくりを進め、移住・定住を希望する人を受入れる体制の整備が求められます。

上野村は、「過疎」という言葉が一般的に使われる以前から高度経済成長期の村人口の激減を「人口急減病」と称して、強い危機感を持ちながら国民宿舎の開業、鍾乳洞不二洞の開発といった観光振興を皮切りに、イノブタ生産による農業振興、木工振興、6次産業化と次々に手を打ってきました。また、雇用を創出しつつ進めた移住者の積極的な受け入れによって、Iターン者が村の人口の20%を占めるまでに至り、村内に活気をもたらしています。こうした全国に先駆けて実施してきた過疎対策の取組は高く評価されるべきものであり、今後は、地域資源である木材を持続的に利用するエネルギーの地産地消を進め、地域内循環型経済による持続するコミュニティの形成が期待されます。

神流町は、「神流川」、「鯉のぼり」、「恐竜」、「鮎の里」、「トレイルランニング」の地域イメージが確立されており、イベント開催時には多くの観光客で町内が賑わいます。こうした地域資源を生かしたイベントの強化や地域の魅力を体験出来る農山漁村滞在型旅行、いわゆる「農泊」による交流人口の拡大と「あわばた大豆」をはじめとする地場産品のブランド化及び地域資源である「恐竜」を活用した産業振興によって、移住者の

受け入れの環境整備に努め、移住・定住を促進することが求められます。

なお、「ふるさと林道湯の沢線（湯の沢トンネル）」の開通により交通アクセスが向上した南牧・下仁田地域の観光施設と奥多野地域の豊富な地域資源を広域的なネットワークで結び、奥多野周遊コースとする観光振興を進めます。また、大学や住民との連携による世代間交流を通じた中山間地域の活性化を図り、「地域おこし協力隊」、「緑のふるさと協力隊」による地域活動に対する支援を強化することにより、地域への定住・定着に向け市町村と連携して取り組みます。

② 下仁田町、南牧村

当地域は、県南西部に位置し、急峻な山々に囲まれた林野面積が90%弱を占める山村地域です。地域の基幹産業である農林業は、総人口の減少に伴い、従事者数も減少の一途にあり、後継者不足や耕作放棄地の増加が進んでいます。また、就業の場が少ないことから若年層が流出し、高齢化が一層進んでいます。特に南牧村は、平成17年国勢調査以降、日本で最も高齢化の進んだ地域の一つとされています。近年では、過疎化の進行により、地域コミュニティが衰退し集落機能が維持できず、消滅が危惧される集落も見受けられます。さらに、地域住民の足を確保するための公共交通機関の維持も大きな課題となっています。

経済基盤の強化のため、当地域では、こんにゃく、下仁田ねぎ、しいたけ、炭製品といった地域の特産物の販売拡大を図るとともに、優良林業地域・製材業の集積地域としての特性を生かし、地域材の加工・流通体制の整備を引き続き促進する必要があります。また、平成16年に開通した「ふるさと林道湯の沢線（湯の沢トンネル）」によりアクセスが良くなった奥多野地域と引き続き連携を深め、それぞれの地域の「道の駅」を核とした広域的な観光振興や移住相談会の実施等による移住促進の面で協力を図っていく必要があります。これらの取組とともに、ニューノーマルのニーズを捉え、地域経済の活性化と交流人口の増大、持続可能な自立分散型の地域社会の構築が求められます。

下仁田町には、平成26年6月25日に世界文化遺産登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産の一つである「荒船風穴」を抱える拠点地域として、この保全に努めるとともに、「日本ジオパーク」として認定された下仁田ジオパークの推進による観光客の誘致と交流人口の増大及び地域経済の活性化が求められます。

南牧村では、地域住民が構成員となって村の将来のために活動する協議会と行政が連携して、村内の空き家を活用した移住者の受け入れに取り組んでいます。今後も移住・定住を促進するとともに、恵まれた自然環境や地域資源を活用した地域づくりを進め、村

の担い手の確保による活気あふれる村づくりが求められます。

なお、地域の公共交通機関である「上信電鉄」は、地域住民の重要な足を守る観点はもとより、積極的な観光客誘致により路線の維持を図っていく必要があります。

(4) 県北西部地域（中之条町、長野原町、嬬恋村、東吾妻町）

当地域は、県北西部に位置し、豊かな自然と温泉をはじめとする豊富な地域資源に恵まれた農山村地域です。一方で、就業の場が少なく若年層を中心とした人口の減少が深刻な問題であり、地域高規格道路「上信自動車道」の早期建設及び生活道路・下水道といった生活基盤整備が最重要課題となっています。

観光は当地域の基幹産業であり、一層の振興を図るとともに農林業との連携を深め、地域内はもとより、渋川地域や利根・沼田地域をはじめ隣接地域との広域的な連携・機能分担を図ることにより、地域の活性化を促進する必要があります。

中之条町は、四万温泉や沢渡温泉、六合温泉郷といった数多くの温泉地のほか、赤岩地区（重要伝統的建造物群保存地区）をはじめとする歴史資産と平成27年5月28日にラムサール条約湿地として登録された芳ヶ平湿地群をはじめとする貴重な自然資産を有しております、これら地域資源を保全、活用した観光の振興が求められます。なかでも、地域資源に文化（芸術）を融合させた現代アートの祭典「中之条ビエンナーレ」を通じて交流人口及び関係人口の増加と地域の活性化を図っていきます。また、地域の特性を生かした農産物や伝統工芸品の販路拡大、産地の強化、農業と観光を結びつけた新しい産業モデルを確立し、地域の振興を図るとともに、小水力発電をはじめ「再生可能エネルギー」によるエネルギー地産地消の町づくりが期待されます。

長野原町は八ッ場ダム建設事業に伴い、八ッ場あがつま湖や地域振興施設など多くの観光資源が新たに誕生したこと、八ッ場ダムをはじめとしたこれらの観光資源と古くからある浅間山麓等の豊かな自然環境を活用した観光業の推進が期待されます。また、町の基幹産業である農業については、浅間高原の特性を活かしながら生産性を向上させると共に、環境に配慮した持続可能な農業の推進を目指します。観光業や農畜産業のより一層の推進を通し、町の魅力を向上させ観光人口及び交流人口の増加を図ると共に、町内に点在する空き家を地域資源として捉え移住支援に活用することで移住人口の増加による人口減少抑制及び若年者層の増加を図ることが求められています。

嬬恋村は、幹線道路網の整備により自然環境や景観が優れた長期滞在型リゾート地・

魅力ある観光地づくりが期待されます。また、高原キャベツの一大産地を維持しながら豊かな地域資源と農林業との連携を進め、情報ネットワーク化や交流拠点施設を整備するとともに、都市との交流事業により移住人口の増加を目指し、子育て支援を拡充して若者の定住を確保することが求められます。

東吾妻町は、吾妻峡や箱島湧水、岩櫃山を中心に「必ず立ち寄りたい観光地」となるよう、計画的に観光関連施設の整備を行うとともに、都市圏との積極的な交流による効果的・効率的な観光ネットワークを構築する必要があります。また、町の基幹産業である農林業の振興、U J I ターン者の就業支援等を行い、若年層・中堅層の定住促進や産業の活性化を図り、自然環境を生かした安心して暮らせる生活環境づくりが求められます。

(5) 県北東部地域（沼田市のうち旧利根村の区域、片品村、みなかみ町）

当地域は、尾瀬や谷川連峰をはじめとする豊かな自然環境を有し、利根川源流や吹割の滝など、極めて恵まれた水資源を擁する地域です。「利根川水系の上流社会」として、その保全に取り組むことで、その責任を果たしていくことが求められています。また、温泉地やスキー場といった自然体験型の観光施設が充実していますが、近年、日帰り、宿泊ともに、観光客数が減少傾向にあります。当地域の基幹産業であることから、観光関係団体や住民、事業者、行政が相互に連携し、地域全体で一層の振興を図る必要があります。

旧利根村の区域は、移住・定住促進のため、積極的な企業誘致や地場産業の育成等による雇用の創出が求められています。また、豊かな自然環境を守る取り組みとして、林道や作業道の整備を推進するとともに、国産材再興を視野に入れて優良材生産を継続して実施する必要があります。さらに、国指定天然記念物に指定されている吹割の滝や老神温泉などを活かした観光振興や、都市住民を巻き込んだグリーン・ツーリズムや、安心・安全で高品質という付加価値を全面的に打ち出した農産物のブランド化が求められます。

片品村は、ラムサール条約湿地に登録されている尾瀬や武尊山などの豊かな自然環境や、パウダースノーを楽しめるスキー場を活かした観光振興に加えて、道の駅尾瀬かたしなを核とした農産物や加工品の販売拡大を通じた「尾瀬」ブランドの強化が求められます。また、自然体験や農村体験等による都市部との交流の積極的な推進による関係人

口の増加に取り組むとともに、定住人口増加のため、結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援を強化する必要があります。

みなかみ町は、ユネスコエコパークに登録された豊かな自然環境や、首都圏から新幹線で65分というアクセスの良さを活かした移住・定住促進やワーケーション誘致を行うことで、関係人口・定住人口の増加が期待できます。また、ラフティングやグランピングなどのアウトドア、水上温泉や猿ヶ京温泉等の温泉地、「たくみの里」など体験型施設を組み合わせたエコツーリズムの推進により、自然環境の保全と観光振興の両立が求められます。さらに、SDGs未来都市として、美しい自然や里山を核とした持続可能なまちづくりの推進が期待されます。

(6) 県東部地域（桐生市のうち旧桐生市、旧黒保根村の区域、みどり市のうち 旧（勢）東村の区域）

当地域は、赤城山東麓に広がる豊かな自然に恵まれた山村地域と織物のまちとして発展してきた市街地からなる地域です。

山村地域は、古くからの基幹産業である農林業の生産性向上が容易ではなく、企業もほとんどが小規模です。そのため、若年層を中心として都市部へ人口が流出しており、過疎化・高齢化が進行しています。また、市街地においても人口の自然減及び社会減が進行しており、今後も一層の人口減少が危惧されています。

当地域については、農林業や地場産業の振興とともに、これらの産業と観光の結び付きを強め、域内への移住・定住を促進するため、道路や観光施設、住宅、農林業生産基盤の整備を推進する必要があります。

旧桐生市の区域では、歴史的な背景を持つ織維産業や、北関東を中心に集積されている自動車産業を背景とした輸送機器関連の産業が盛んとなっていますが、織維産業については、安価な海外製品の流入などにより、出荷額等の減少傾向が続いています。

織維産業に係る独特の歴史、都市部と山間地が近接した自然豊かで「快疎」な環境など地域の資源を生かした地域振興や観光振興について、産学官民が連携しながら各種産業の振興に取り組むことで、地域の活力や持続性の向上を図る必要があります。

旧黒保根村の区域では、地域の基幹産業である農林業の基盤整備を進め、遊休農地の活用や地形や気候にあった新たな農産物の導入により農業の振興を図る必要があります。また、若者が住みたくなるような定住促進施策に取り組むことで、定住者や移住者の増加が期待されます。さらに、小中学校では、黒保根地域にゆかりのある「西町イン

「ターナショナルスクール」（東京都港区）との古くから交流があり、英語教育の充実により、地域外通学者や定住者の増加を図ることはもとより国際人としての感覚を持った人材を育成していく必要があります。

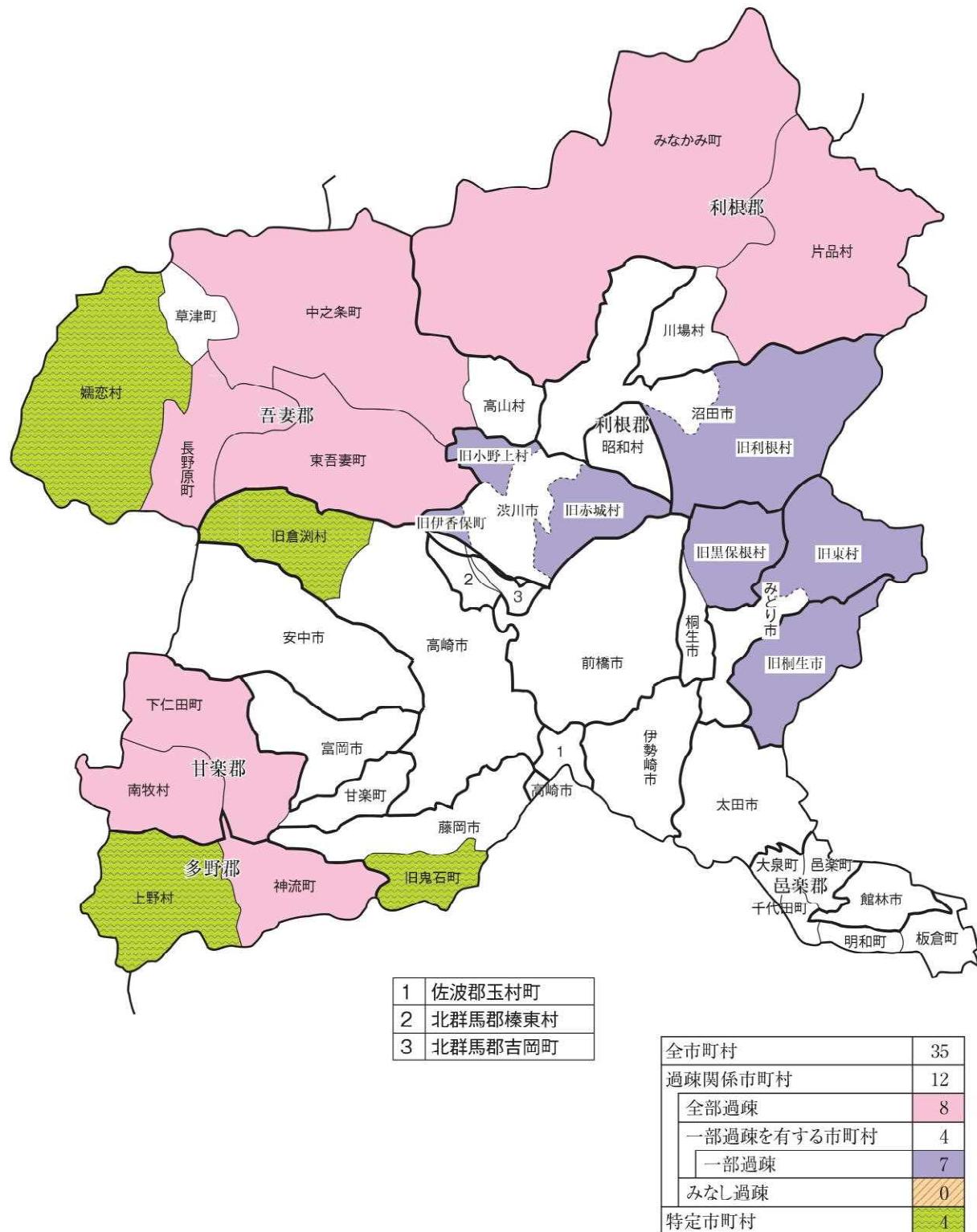
旧勢多郡東村の区域では、渡良瀬川沿いの美しい渓谷や山々といった豊かな自然と草木湖や富弘美術館といった観光拠点及び宿泊施設の国民宿舎サンレイク草木があり、水源地域として森と緑豊かな魅力ある地域となっています。こうした豊かな自然を維持していくため、引き続き地域の農林業の振興を図るとともに、これら自然を生かした観光・交流事業と、観光共生型のまちづくりを進め、交流人口や関係人口の拡大による地域への移住・定住を促進することが求められます。

なお、地域住民にとって大切な公共交通機関である「わたらせ渓谷鐵道」、「上毛電気鉄道」、「東武鉄道」は、当地域最大の地域資源でもあり、輸送の安全性向上のための施設整備に対する支援や、鉄道の利用促進の支援・協力をを行うとほか、利用者の利便性の向上を図るため、駅舎や周辺の環境整備を進める必要があります。

さらに、全線開通した北関東自動車道を効率的かつ効果的に活用するための道路整備を推進し、都市との交流や観光施設への交通アクセスの向上を図る必要があります。

資 料 編

図－1 過疎地域及び特定市町村



表－1 過疎地域市町村等の人口、面積、財政状況等

| 市町村名等 | | H27国勢調査 | | | | | 面積 (km ²) | 人口密度 (人) | 財政力指数 (H29-R1) |
|----------------|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------------------|-------------|-------------------|
| | | 総人口 | 若年者 人口 | 若年者 比率 | 高齢者 人口 | 高齢者 比率 | | | |
| 過疎地域 | 桐生市 (旧桐生市) | 96,494 | 12,712 | 13.2% | 33,086 | 34.3% | 137.47 | 702 | 0.57 |
| | 桐生市 (旧黒保根村) | 1,966 | 207 | 10.5% | 832 | 42.3% | 101.50 | 19 | 0.57 |
| | 沼田市 (旧利根村) | 3,887 | 387 | 10.0% | 1,377 | 35.4% | 278.90 | 14 | 0.52 |
| | 渋川市 (旧赤城村) | 10,240 | 1,244 | 12.1% | 3,578 | 34.9% | 78.29 | 131 | 0.60 |
| | 渋川市 (旧小野上村) | 1,548 | 155 | 10.0% | 573 | 37.0% | 28.36 | 55 | 0.60 |
| | 渋川市 (旧伊香保町) | 2,865 | 357 | 12.5% | 1,051 | 36.7% | 22.32 | 128 | 0.60 |
| | みどり市 (旧(勢)東村) | 2,077 | 176 | 8.5% | 921 | 44.3% | 141.57 | 15 | 0.64 |
| | 神流町 | 1,954 | 101 | 5.2% | 1,096 | 56.1% | 114.60 | 17 | 0.13 |
| | 下仁田町 | 7,564 | 659 | 8.7% | 3,439 | 45.5% | 188.38 | 40 | 0.29 |
| | 南牧村 | 1,979 | 109 | 5.5% | 1,197 | 60.5% | 118.83 | 17 | 0.14 |
| | 中之条町 | 16,850 | 1,883 | 11.2% | 6,227 | 37.0% | 439.28 | 38 | 0.39 |
| | 長野原町 | 5,536 | 608 | 11.0% | 1,815 | 32.8% | 133.85 | 41 | 0.45 |
| | 東吾妻町 | 14,033 | 1,572 | 11.2% | 5,070 | 36.1% | 253.91 | 55 | 0.40 |
| | 片品村 | 4,390 | 446 | 10.2% | 1,514 | 34.5% | 391.76 | 11 | 0.25 |
| | みなかみ町 | 19,347 | 2,155 | 11.1% | 7,055 | 36.5% | 781.08 | 25 | 0.43 |
| 過疎市町村合計 (A) | | 190,730 | 22,771 | 11.9% | 68,831 | 36.1% | 3,210.10 | 59 | |
| 特定市町村 | 高崎市 (旧倉渕村) | 3,544 | 353 | 10.0% | 1,517 | 42.8% | 127.26 | 28 | 0.85 |
| | 藤岡市 (旧鬼石町) | 5,455 | 675 | 12.4% | 2,065 | 37.9% | 52.45 | 104 | 0.67 |
| | 上野村 | 1,230 | 118 | 9.6% | 554 | 45.0% | 181.85 | 7 | 0.98 |
| | 嬬恋村 | 9,780 | 1,143 | 11.7% | 3,127 | 32.0% | 337.58 | 29 | 0.45 |
| | 特定市町村合計 (B) | 20,009 | 2,289 | 11.4% | 7,263 | 36.3% | 699.14 | 29 | |
| A+B | | 210,739 | 25,060 | 11.9% | 76,094 | 36.1% | 3,909.24 | 54 | |
| 県全体 | | 1,973,115 | 273,760 | 13.9% | 540,026 | 27.4% | 6,362.28 | 310 | |
| 割合 | | 10.7% | | | | | 61.4% | | |

※若年者比率は15歳～29歳の人口、高齢者比率は65歳以上の人口の県全体の人口に対する比率。

※財政力指数は各年度の財政力指数（小数点以下第5位未満四捨五入）を用いた3ヶ年平均の値（小数点以下第2位未満切り捨て）。

※面積は、令和2年全国都道府県市区町村別面積調による。

ただし、一部過疎地域は市町村合併前の値。

表－2 過疎地域の土地利用状況

| 市町村 | 総数 | 林野率 | | | | 耕地 | | | その他 |
|------------------|---------|---------|-----|---------|---------|--------|--------|--------|---------|
| | | 総数 | 林野率 | 国有林 | 民有林 | 総数 | 田 | 畠 | |
| 高崎市 (旧倉渕村) | 12,726 | 10,870 | 85% | 3,266 | 7,604 | 445 | 153 | 280 | 1,412 |
| 桐生市 (旧桐生市) | 13,747 | 9,798 | 71% | 1,281 | 8,517 | 218 | 92 | 98 | 3,731 |
| 桐生市 (旧黒保根村) | 10,150 | 9,095 | 90% | 4,981 | 4,114 | 187 | 70 | 101 | 869 |
| 沼田市 (旧利根村) | 27,890 | 25,237 | 90% | 20,859 | 4,378 | 806 | 56 | 728 | 1,847 |
| 渋川市 (旧赤城村) | 7,829 | 4,435 | 57% | 1,170 | 3,265 | 898 | 185 | 645 | 2,497 |
| 渋川市 (旧小野上村) | 2,836 | 2,201 | 78% | 737 | 1,464 | 136 | 30 | 89 | 499 |
| 渋川市 (旧伊香保町) | 2,232 | 1,765 | 79% | 103 | 1,662 | 16 | 6 | 10 | 450 |
| 藤岡市 (旧鬼石町) | 5,245 | 4,143 | 79% | 228 | 3,915 | 74 | 16 | 48 | 1,028 |
| みどり市 (旧(勢)東村) | 14,157 | 13,196 | 93% | 1,220 | 11,976 | 122 | 42 | 50 | 839 |
| 上野村 | 18,185 | 17,355 | 95% | 7,454 | 9,901 | 84 | – | 84 | 746 |
| 神流町 | 11,460 | 10,173 | 89% | 1,860 | 8,313 | 121 | – | 121 | 1,166 |
| 下仁田町 | 18,838 | 16,091 | 85% | 3,637 | 12,454 | 570 | 39 | 531 | 2,177 |
| 南牧村 | 11,883 | 10,767 | 91% | 3,735 | 7,032 | 121 | – | 121 | 995 |
| 中之条町 | 43,928 | 38,393 | 87% | 30,100 | 8,293 | 1,320 | 426 | 898 | 4,215 |
| 嬬恋村 | 33,758 | 25,373 | 75% | 14,345 | 11,028 | 4,050 | 101 | 3,950 | 4,335 |
| 長野原町 | 13,385 | 9,463 | 71% | 2,345 | 7,118 | 1,250 | 39 | 1,210 | 2,672 |
| 東吾妻町 | 25,391 | 20,104 | 79% | 7,554 | 12,550 | 1,970 | 455 | 1,510 | 3,317 |
| 片品村 | 39,176 | 36,524 | 93% | 9,205 | 27,319 | 688 | 128 | 560 | 1,964 |
| みなかみ町 | 78,108 | 70,296 | 90% | 56,859 | 13,437 | 1,730 | 682 | 1,040 | 6,082 |
| 過疎地域計 | 390,924 | 335,279 | 86% | 170,939 | 164,340 | 14,805 | 2,519 | 12,074 | 40,842 |
| 県 計 | 636,233 | 424,724 | 67% | 195,969 | 228,755 | 73,900 | 27,600 | 46,300 | 137,609 |

※令和元年版 群馬県森林林業統計書（第2表 土地利用）より作成

※一部過疎地域を含む市の値は、市町村合併前の平成16年版 群馬県森林林業統計書（桐生市、利根村、赤城村、小野上村、伊香保町）、平成17年版 群馬県森林統計書（倉渕村、黒保根村、鬼石町、（勢）東村）より作成。

ただし、耕地面積の総数は樹園地の面積を含むため、田畠の計とは必ずしも一致しない。

表－3 過疎地域市町村等の人口推移

| 市町村名 | 国勢調査人口総数 | | | | | 人口増減率(%) | | | | | |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|--------|--------|---------|---------|--------|
| | S35 | S50 | H2 | H17 | H27 | S35-H2 | S50-H2 | H2-H17 | H17-H27 | S50-H27 | H2-H27 |
| 桐生市 (旧桐生市) | 123,010 | 134,239 | 126,446 | 109,127 | 96,494 | 9.1 | ▲ 5.8 | ▲ 13.7 | ▲ 11.6 | ▲ 28.1 | ▲ 23.7 |
| 桐生市 (旧黒保根村) | 5,225 | 3,479 | 3,030 | 2,586 | 1,966 | ▲ 33.4 | ▲ 12.9 | ▲ 14.7 | ▲ 24.0 | ▲ 43.5 | ▲ 35.1 |
| 沼田市 (旧利根村) | 10,078 | 6,610 | 5,875 | 4,865 | 3,887 | ▲ 34.4 | ▲ 11.1 | ▲ 17.2 | ▲ 20.1 | ▲ 41.2 | ▲ 33.8 |
| 渋川市 (旧赤城村) | 14,717 | 12,705 | 13,366 | 11,981 | 10,240 | ▲ 13.7 | 5.2 | ▲ 10.4 | ▲ 14.5 | ▲ 19.4 | ▲ 23.4 |
| 渋川市 (旧小野上村) | 3,040 | 2,535 | 2,364 | 1,994 | 1,548 | ▲ 16.6 | ▲ 6.7 | ▲ 15.7 | ▲ 22.4 | ▲ 38.9 | ▲ 34.5 |
| 渋川市 (旧伊香保町) | 4,521 | 5,093 | 4,593 | 3,762 | 2,865 | 12.7 | ▲ 9.8 | ▲ 18.1 | ▲ 23.8 | ▲ 43.7 | ▲ 37.6 |
| みどり市 (旧(勢)東村) | 7,048 | 5,157 | 3,876 | 2,948 | 2,077 | ▲ 26.8 | ▲ 24.8 | ▲ 23.9 | ▲ 29.5 | ▲ 59.7 | ▲ 46.4 |
| 神流町 | 8,766 | 5,982 | 4,159 | 2,757 | 1,954 | ▲ 31.8 | ▲ 30.5 | ▲ 33.7 | ▲ 29.1 | ▲ 67.3 | ▲ 53.0 |
| 下仁田町 | 20,640 | 16,285 | 13,683 | 10,144 | 7,564 | ▲ 21.1 | ▲ 16.0 | ▲ 25.9 | ▲ 25.4 | ▲ 53.6 | ▲ 44.7 |
| 南牧村 | 9,602 | 6,856 | 4,387 | 2,929 | 1,979 | ▲ 28.6 | ▲ 36.0 | ▲ 33.2 | ▲ 32.4 | ▲ 71.1 | ▲ 54.9 |
| 中之条町 | 26,383 | 22,792 | 21,627 | 19,398 | 16,850 | ▲ 13.6 | ▲ 5.1 | ▲ 10.3 | ▲ 13.1 | ▲ 26.1 | ▲ 22.1 |
| 長野原町 | 8,113 | 7,194 | 6,878 | 6,563 | 5,536 | ▲ 11.3 | ▲ 4.4 | ▲ 4.6 | ▲ 15.6 | ▲ 23.0 | ▲ 19.5 |
| 東吾妻町 | 24,624 | 20,128 | 19,169 | 16,847 | 14,033 | ▲ 18.3 | ▲ 4.8 | ▲ 12.1 | ▲ 16.7 | ▲ 30.3 | ▲ 26.8 |
| 片品村 | 8,491 | 6,228 | 6,109 | 5,478 | 4,390 | ▲ 26.7 | ▲ 1.9 | ▲ 10.3 | ▲ 19.9 | ▲ 29.5 | ▲ 28.1 |
| みなかみ町 | 32,605 | 29,022 | 26,540 | 23,310 | 19,347 | ▲ 11.0 | ▲ 8.6 | ▲ 12.2 | ▲ 17.0 | ▲ 33.3 | ▲ 27.1 |
| 過疎地域小計 (A) | 306,863 | 284,305 | 262,102 | 224,689 | 190,730 | ▲ 7.4 | ▲ 7.8 | ▲ 14.3 | ▲ 15.1 | ▲ 32.9 | ▲ 27.2 |
| 高崎市 (旧倉渕村) | 7,750 | 6,237 | 5,509 | 4,427 | 3,544 | ▲ 19.5 | ▲ 11.7 | ▲ 19.6 | ▲ 19.9 | ▲ 43.2 | ▲ 35.7 |
| 藤岡市 (旧鬼石町) | 11,100 | 10,415 | 8,432 | 6,808 | 5,455 | ▲ 6.2 | ▲ 19.0 | ▲ 19.3 | ▲ 19.9 | ▲ 47.6 | ▲ 35.3 |
| 上野村 | 4,299 | 2,581 | 1,711 | 1,535 | 1,230 | ▲ 40.0 | ▲ 33.7 | ▲ 10.3 | ▲ 19.9 | ▲ 52.3 | ▲ 28.1 |
| 嬬恋村 | 15,214 | 10,839 | 10,957 | 10,858 | 9,780 | ▲ 28.8 | 1.1 | ▲ 0.9 | ▲ 9.9 | ▲ 9.8 | ▲ 10.7 |
| 特定市町村小計 (B) | 38,363 | 30,072 | 26,609 | 23,628 | 20,009 | ▲ 21.6 | ▲ 11.5 | ▲ 11.2 | ▲ 15.3 | ▲ 33.5 | ▲ 24.8 |
| A+B | 345,226 | 314,377 | 288,711 | 248,317 | 210,739 | ▲ 8.9 | ▲ 8.2 | ▲ 14.0 | ▲ 15.1 | ▲ 33.0 | ▲ 27.0 |
| 県全体 | 1,578,476 | 1,756,480 | 1,966,265 | 2,023,996 | 1,973,115 | 11.3 | 11.9 | 2.9 | ▲ 2.5 | 12.3 | 0.3 |

※国勢調査の結果を基に算出。

表－4 過疎地域等の年齢階層別人口の推移

| 区分 | | S50 | | H2 | | H17 | | H27 | | H2-H27 | H17-H27 |
|--------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|--------|---------|
| | | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 人口 | 構成比 | 増減率 | 増減率 |
| 県過疎地域等 | 計 | 314,377 | 100.0% | 288,711 | 100.0% | 248,317 | 100.0% | 210,739 | 100.0% | -27.0% | -15.1% |
| | 15-29歳 | 31,388 | 10.0% | 52,297 | 18.1% | 34,729 | 14.0% | 25,060 | 11.9% | -52.1% | -27.8% |
| | 65歳以上 | 17,566 | 5.6% | 48,011 | 16.6% | 69,658 | 28.1% | 76,094 | 36.1% | 58.5% | 9.2% |
| 県全体 | 計 | 1,756,480 | 100.0% | 1,966,265 | 100.0% | 2,024,135 | 100.0% | 1,973,115 | 100.0% | 0.3% | -2.5% |
| | 15-29歳 | 415,662 | 23.7% | 399,359 | 20.3% | 332,100 | 16.4% | 273,760 | 13.9% | -31.5% | -17.6% |
| | 65歳以上 | 154,371 | 8.8% | 256,367 | 13.0% | 416,909 | 20.6% | 540,026 | 27.4% | 110.6% | 29.5% |

※国勢調査の結果を基に算出。

※S50の県過疎地域等における「15-29歳」と「65歳以上」について、桐生市のうち旧桐生市、渋川市のうち旧赤城村・旧小野上村・旧伊香保町、長野原町の人口については、統計資料が欠如しているため、表に計上していない。

表－5 過疎地域等の年齢階層別人口の推計

| 区分 | | R2 | | R7 | | R12 | | R17 | | R22 | | R27 | |
|--------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
| | | 人口 | 構成比 |
| 県過疎地域等 | 計 | 74,348 | 100.0% | 66,581 | 100.0% | 59,364 | 100.0% | 52,625 | 100.0% | 46,094 | 100.0% | 39,854 | 100.0% |
| | 15-29歳 | 7,269 | 9.8% | 5,846 | 8.8% | 4,636 | 7.8% | 3,748 | 7.1% | 3,033 | 6.6% | 2,537 | 6.4% |
| | 65歳以上 | 31,417 | 42.3% | 30,488 | 45.8% | 28,960 | 48.8% | 26,923 | 51.2% | 24,891 | 54.0% | 22,168 | 55.6% |
| 県全体 | 計 | 1,926,268 | 100.0% | 1,865,565 | 100.0% | 1,796,233 | 100.0% | 1,719,914 | 100.0% | 1,637,642 | 100.0% | 1,552,950 | 100.0% |
| | 15-29歳 | 267,956 | 13.9% | 253,812 | 13.6% | 230,657 | 12.8% | 210,697 | 12.3% | 191,566 | 11.7% | 177,400 | 11.4% |
| | 65歳以上 | 584,692 | 30.4% | 592,720 | 31.8% | 594,800 | 33.1% | 600,753 | 34.9% | 617,918 | 37.7% | 611,883 | 39.4% |

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）を基に算出。ただし、一部過疎地域は除く。